

# Disclosure2014

## 下野農業協同組合

ディスクロージャー誌2014年度版

---



本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。  
記載した金額は、表示未満を切り捨てていますので合計金額を一致しない場合があります。



JAしもつけ  
代表理事組合長  
**神永 信男**

皆さまには、平素よりJAしもつけをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本誌は、農業協同組合法において信用事業または共済事業を行うJAのディスクロージャー（経営情報の開示）の義務により、また当JAの経営情報を十分に開示することにより金融機関の信頼性と透明性を高めることを目的とし、さらに利用者の方に当JAについて一層のご理解をいただくために作成いたしました。お気軽にご覧いただき、参考にしていただければ幸いと存じます。

さて、本年2月に発生した豪雪は、関東地方を中心に交通網の寸断・農業施設の損壊など、甚大な被害をもたらしました。当JA管内においても多くの組合員が農作物及び農業施設に被害を受けており、その被害総額は栃木県内でも最大規模となっております。まずは被災した組合員・地域の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。なお、当JAでは降雪害緊急対策本部を立ち上げ、関係機関と連携を図りながら組合員の農業施設の復旧と農作物の生産再開に向けて全力で取り組んでいるところです。

また、東日本大震災から3年余が経過しました。被災地では、一部の生産現場で復興に向けて着実に歩みが進んでおりますが、営農や生活の再建も未だ確かな足どりとはいえない現状です。特に原発事故による放射性物質汚染の影響は、きのご類を中心に国の出荷制限指示が解除されないなど、本県農業においても未だにその影響を被っており、JAグループは引き続き、安全・安心な農畜産物の生産対策と放射性物質のモニタリング検査により安全性を確保するとともに、消費者の信頼確保に向けて、本県農畜産物の安全・安心のPRに努めています。

国内経済においては、第2次安倍政権のデフレ脱却・経済再生に向けた諸経済政策が順調な滑り出しをみせ、着実に経済成長を遂げつつあります。一方で農政においては、昨年3月に安倍首相が「聖域なき関税撤廃が前提ではない」と確認したうえで、TPP交渉参加を決定し、7月以降、他の11か国と交渉を重ねましたが、目標としていた年内妥結に至りませんでした。今後も、米国の農産物関税をめぐって日本に大きく譲歩する可能性は低く、引き続き「重要5品目などを関税撤廃の対象から除外するよう求めた」自民党や国会決議を踏まえ、JAグループの総力を挙げてTPP問題に取り組んでまいります。また、政府は農業の成長戦略を進めるため、産業競争力会議、規制改革会議等の検討状況を踏まえ、昨年12月に農地中間管理機構の創設や、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設などを盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定しました。こうした農政の大転換期に農家組合員が新たな政策に対応して水田農業経営に専念できるようJAグループは飼料用米の増産体制の確立等の取り組みを進めてまいります。

このような情勢を踏まえ、当JAは、組合員をはじめ、様々なJAの事業・活動にご支援・ご協力いただいている皆さまに対し、十分な役割発揮を行えるよう、役職員一体となって「次代へつなぐ協同3か年計画」の着実な実践に取り組む所存です。

今後とも、皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

## PROFILE

(平成26年2月28日現在)

設立	平成11年3月	総資産	1,981億円
本店所在地	栃木県栃木市片柳町	出資金	20億円
組合員数	21,833人	自己資本比率	17.23%
役員数	48人	支店数	8支店
職員数	447人	営農経済センター数	6センター

---

J Aしもつけの概況	3
トピックス	4
農業振興活動	6
J Aくらしの活動	7
地域貢献活動	8
事業実績ハイライト	10
経営管理方針	14
経営管理体制	15
コンプライアンス体制	16
リスク管理の状況	18
貯金者保護の取り組み	21
その他の方針等	22
主な業務のご紹介	24
店舗・ATM	32
組織機構図	34
役員	35
組合員・組合員組織	36
沿革	37
経営資料編	39
I. 決算の状況	40
貸借対照表	40
損益計算書	42
注記表	44
剰余金処分計算書	54
財務諸表の正確性等にかかる確認	55
キャッシュフロー計算書	56
部門別損益計算書	58
II. 損益の状況	60
III. 事業の概況	62
1. 信用事業	62
2. 共済事業取扱実績	70
3. 主要事業取扱実績	71
IV. 経営諸指標	74
V. 自己資本の充実の状況	75
VI. 役職員の報酬等	83



## J A しもつけの概況

トピックス	4
農業振興活動	6
J A 暮らしの活動	7
地域貢献活動	8
事業実績ハイライト	10
経営管理方針	14
経営管理体制	15
コンプライアンス体制	16
リスク管理の状況	18
貯金者保護の取り組み	21
その他の方針等	22
主な業務のご紹介	24
店舗・ATM	32
組織機構図	34
役員	35
組合員・組合員組織	36
沿革	37

トピックス



新支店オープンで更なるサービス向上を目指す

栃木駅前支店 新規オープン

当JAは、支店単位の機能強化と経営効率化を目的に平成20年3月に支店統廃合を行い、従来の21支店から7支店体制に移行しました。それに伴い、柔軟でより地域に密着した地域金融機関として皆さまにご利用いただけるよう、渉外活動の強化に取り組んでいるところです。

しかし、支店統廃合により栃木東支店と栃木西支店の中間にあたる市街地中心部が支店不在地域となり、信用・共済事業において市街地の空洞化が問題化しました。また、近隣の組合員・利用者から市街地中心部への支店設置を求める声が多く出ておりました。

それらの声にお答えし、当JAは平成25年11月1日に「栃木駅前支店」を新規オープンしました。新支店は、栃木駅北口徒歩1分の場所にある当JAの複合利用施設「ニューアプロニー」1階に設置され、様々な方に利用いただける便利な立地条件となっています。また、栃木駅前支店は、当JAの基幹支店・モデル支店となっていくことが求められており、店舗内に本店金融部直属の融資渉外が配置されるなど、様々な新しい試みが取り入れられています。

＜栃木駅前支店に求められる役割＞

- コンパクトで柔軟な支店運営により、新規顧客の開拓を重点的に行います。
- 店舗内に本店金融部直属の融資渉外が配置され、いわゆるローンセンターとして、地域の皆さまのお借り入れに関するニーズに専門的に応えます。
- 組合員の皆さまの、土地の有効活用や資産の管理業務を行う資産管理課が併設され、資産活用に関するニーズに専門的に応えます。
- 支店・融資渉外・資産管理課が一体となって、組合員や利用者の皆さまに付加価値の高い総合的な金融サービスを提供します。
- モデル支店として、新たな支店運営のあり方を模索します。



## 雪害に立ち向かう協同の力

平成26年2月の大雪で被害を受けた皆さまに、まずはお見舞い申し上げます。

平成26年2月14日から15日にかけての大雪で、当 J A 管内の農産物・農業施設に基大が被害が生じました。特に岩舟地区のブドウをはじめとして、イチゴ、トマト、ニラなどの園芸作物が大きな被害を受けており、その被害総額は約39億円にのぼります。当 J A は2月19日に「降雪害緊急対策本部」を設置し、被害状況の把握、施設復旧に関する現地支援、行政・関係機関に対する支援要請、災害資金に対する支援等の営農復旧に向けた取り組みを行っています。施設復旧に関する現地支援の状況としては、当 J A の男性職員及び J A 栃木中央会、J A 全農とちぎ、農林中央金庫宇都宮支店、J A 共済連栃木等の J A グループ職員のべ76名（平成26年5月31日現在）が現地に派遣され、倒壊したハウスのビニール撤去や解体作業を支援しています。また、県・市町の政策的復旧支援に加えて、地域住民や市町職員、さらには匿名の方からの義捐金などもあり、管内の施設園芸は復興に向けて動き出しています。



当 J A は金融円滑化にかかる基本方針に基づき、平成26年2月の大雪等により被害を受けた農林漁業者に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について、できる限り柔軟な対応を行います。

また、被害を受けた農業者等（組合員）の営農・生活の復旧に必要な資金として、借入者に金利負担の生じない「平成26年2月降雪被害対策資金」をご用意しています。資金の内容についての詳細は近隣の支店にお問い合わせ下さい。

## 北部水稻育苗センター竣工

管内中北部の栃木・都賀・壬生地区における優良水稻苗の安定供給体制を整備し、管内全域にわたる供給網を構築するために、「北部水稻育苗センター」が建築され、平成25年3月29日に竣工しました。北部水稻育苗センターでは同年4月から25年産水稻苗の生産が開始されています。



施設名称	J A しもつけ北部水稻育苗センター
所在地	栃木市都賀町原宿字五反畑2292-1
敷地面積	4,790㎡
育苗ハウス	7棟（2,683㎡）
播種プラント建屋	1棟（464㎡）
苗箱供給能力	約2万枚

## 農業振興活動

### 地域農業の持続的発展に向けた取り組み

#### 営農指導体制の強化

本店営農部に配置された広域営農指導員や各地区営農経済センターに配置された営農経済渉外員を中心に、県農業振興事務所と連携し、農畜産物の品質向上及び生産者手取り向上のための営農指導を行っています。

#### 環境にやさしい農業の推進

安全性確保のため、生産履歴記帳運動、GAP（農業生産工程管理）の取り組み、IPM防除（物理的・生物的・耕種的・化学的防除を組み合わせた人・環境にやさしい総合防除法）の普及推進に努めています。また放射性物質汚染の対策として、関係機関と一体となりモニタリング検査の実施、結果公表に努めています。

#### 担い手への支援

当JAでは認定農業者・主業農家・集落営農組織等を「主要な担い手」と位置付け、JAの販売事業の基軸を担う者として、規模拡大に向けた生産技術指導や契約販売の拡大、肥料や農薬などの大口利用割引、経理支援などの各種支援を強化しています。

#### 新たな担い手づくり

当JAでは地域農業の持続的な発展のために農業資金融資や研修先の紹介など新規就農者の確保・育成を強化しています。また、定年帰農者や自給的農家に対しては栽培講習会の開催などにより直売所への農産物出荷を促し、所得の確保と地域の活性化を図っています。

#### 耕作放棄地の拡大防止

耕作放棄地の拡大防止のため、特に担い手不在地域における農業の受け皿としてJA出資による農業生産法人「(株)グリーンファームしもつけ」を設立し、農地の賃借と農作業の受託を行っています。

#### 共同利用施設の整備

ライスセンターや青果物集出荷場、選果場などの農業者の営農負担を軽減し、高品質な農畜産物を生産するための共同利用施設の整備を積極的に行っています。

#### 食農教育への取り組み

国産農産物の重要性・安全性や農業の持つ多面的な機能について国民的理解を深めるため「みんなのよい食プロジェクト」のPR活動やコミュニティー紙の発行を行っています。



#### 消費者との交流

農産物直売所を、地域の消費者の皆さまに新鮮で安全な農産物を提供するとともに、生産者と消費者が交流を図るための「場」として位置付け、その運営を強化しています。また地域の消費者にモニターとなっていただき農産物の生産・流過程を見学し、食の安全性を検証していただく取り組みを行っています。





## 豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた取り組み

「J A 暮らしの活動」とは組合員や地域住民が、暮らしの中での様々な思いやニーズを実現していくために行う自主的な活動に対して、J A が食農教育や高齢者生活支援、その他 J A の総合事業が持つ地域のライフライン機能を生かして様々な面からサポートし、また J A 自らも取り組んでいく活動です。この活動を通じて組合員のみならず J A 事業に賛同する人々を J A の仲間として組合員化をすすめ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

### あぐり親子うきうきクラブ



管内の親子に食や地元農業について楽しく学んでもらうことを目的とした食農体験講座を開設しています。会員を対象とした講座が年間通して開催され、農作物の栽培・収穫体験や地元農産物を使った料理体験などを行っています。

### J A しもつけ女性大学



女性を対象に仲間づくりや生きがいの場を提供することを目的に J A 女性大学を開設、米粉パン作りや草木染め、クラフトバッグ制作などの講座を行っています。地域の女性の幅広い参加を得て、新たな交流が生まれています。

### 農業体験学習



管内の小・中学校と連携し、農業体験学習や農産物集出荷場やライスセンターなどの施設見学の受け入れなどを行っています。また学校給食への地場産農産物の供給にも取り組んでいます。

### 健康寿命100歳プロジェクト



健康寿命とは日常的な介護を必要とせず健康的で自立した生活を送ることができる期間です。100歳まで健康に暮らせる地域社会の実現を目指して、ウォーキング講習などの健康講座や長寿レシピの開発などを行っています。

## 地域貢献活動

### 地域に協同の輪をひろげる取り組み

#### 基本的な考え方

当ＪＡは、栃木市（西方町除く）及び壬生町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当ＪＡは、「地域になくってはならないＪＡ」を目指して運営・経営にあたっております。当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡの「貸出金」は資金を必要とする組合員の皆さまや地方公共団体などにもご利用いただいております。また、ＪＡの総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

#### ■ 地域からの資金調達の状況

組合員・地域の皆さまからの信頼のもと、大切な財産をお預かりしています。なお、当ＪＡでは以下のようなオリジナル商品を取り扱っています。

- 農産物販売代金定期貯金「みのり」
- レディースサークル積金（定期積金）
- プレ年金受給者向け年金定期積金及び年金定期貯金
- 子育て定期積金

#### 貯金・積金平均残高

	平均残高
組合員等	147,695百万円
うち地方公共団体	5,202百万円
その他	34,582百万円
合 計	182,278百万円

※上記「組合員等」には、地方公共団体等からの貯金・積金が含まれています。

#### ■ 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、地域の皆さまに必要な資金をご融資し、地域経済の発展を目指しています。

#### 貸出金平均残高

	平均残高
組合員等	18,476百万円
その他	7,462百万円
うち地方公共団体	4,051百万円
合 計	25,939百万円

※上記「その他」には、地方公共団体等への貸出金が含まれています。

#### 融資商品取扱状況

	平均残高
住宅ローン	14,960百万円
教育ローン	61百万円
自動車ローン	482百万円
営農ローン	99百万円
日本政策金融公庫資金	0百万円
農業改良資金	3百万円
農業近代化資金	351百万円
畜産特別資金	-
災害条例資金	-
就農支援資金	118百万円
その他	9,863百万円
合 計	25,939百万円

※上記のうち、「日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、畜産特別資金、災害条例資金、就農支援資金」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、ＪＡ資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。前者の代表的なものは日本公庫資金、農業改良資金であり、後者の代表的なものは農業近代化資金、畜産特別資金となっています。

#### 文化的・社会的貢献に関する事項

ＪＡは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。このため、農業関連事業を中心に総合的な事業を展開しております。加えて、組合員以外の一般の方にも各種事業を利用させていただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任と、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命を果たしています。

#### ■ 文化的・社会的貢献への取り組み

国産農産物の重要性・安全性や農業が持つ多面的機能への理解促進を図るため、「みんなのよい食プロジェクト」ＰＲ活動や「食と農業に関するモニター現地交流会」を実施し、また、次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食への地元農畜産物の提供や農業体験学習の実施、図画・作文コンクールの開催など、農業への関心を高める取り組みを行っています。また、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、高齢者生活支援事業や、認知症サポーター養成研修会を実施しております。

なお、東日本大震災の被災地に対しては、平成23年度から継続して職員のボランティア派遣等の支援活動を実施しております。

■利用者ネットワーク化への取り組み

当JAでは、組合員相互の親睦を図ることはもちろん、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、年末に催される「ふれあいまつり（JAまつり）」や、農産物直売所を拠点とした生産者と消費者との交流活動を行っています。また、年金友の会会員によるグラウンドゴルフ大会やゲートボール大会の開催など利用者ネットワークづくりをすすめています。

また、組合員の皆さま向けに、毎月の広報誌「しもつけ」を発行、地域住民向けにコミュニティー紙「しもつけあぐりくらぶ」を発行するなど、JAの事業や地域の情報を提供しています。なお、皆さまからの情報やご意見等はeメールでも受け付けています。

- ホームページ  
http://www.ja-shimotsuke.or.jp
- eメールアドレス  
HP-INFO@ja-shimotsuke.or.jp

地域密着型金融への取り組み

当JAは、農業者の協同組合金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを、重要な役割の一つとして位置付け、協同組合金融機関が担う社会的責任と公共性を強く認識しながら、金融円滑化にかかる基本方針等に基づく適正な業務の遂行に努めております。

■ 農業者等の経営支援に関する態勢整備  
当JAでは、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みに対し、円滑な措置をとることができるよう態勢を整備しています。

■ 経営支援に関する具体的取り組み  
当JAは農業者等の経営支援に関して、以下の具体的取り組みを実施しています。

- 生産者と消費者をつなぐ場の設定
- 担い手に対する経営指導等の強化
- 国・地方公共団体の農業施策の活用
- 負債整理資金の提供による償還負担軽減
- 農産物加工所・直売所への支援
- 親子農業体験教室等の実施
- 食農教育事業の展開

● 広報誌「しもつけ」



● コミュニティー紙「しもつけ あぐりくらぶ」





## 事業実績ハイライト

### 損益の状況

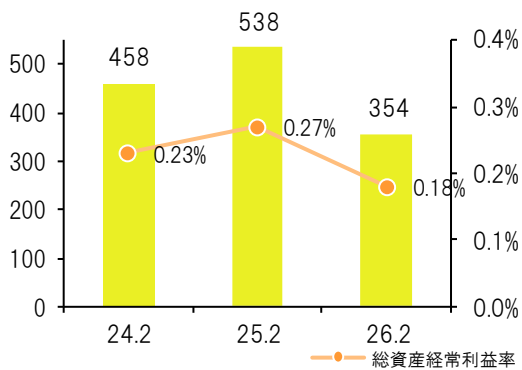
平成25年度においては、資金運用収益が対前年比4,597万円減少し、共済付加収入が3,144万円減少、また、ライスセンター利用料の値下げに伴い、共同乾燥施設収益が2,888万円減少したことなどから、事業総利益は対前年比1億8,688万円減少し、37億1,577万円となり、一方で事業管理費は、人件費の増加を主因として対前年比1億2,031万円増加していることから、経常利益では、大口不良債権の回収に伴う多額の貸倒引当金戻入益により過去最高利益を記録した前年度から1億8,328万円減少し、3億5,487万円となりました。また当期剰余金は、前年度から3億3,014万円減少して2億1,214万円となりました。

### 財務の状況

貸出金については、正組合員向けの、簡便な借入手続きと低金利で手軽にお借り入れが行える「暮らし応援資金300」などの新商品展開のほか、融資相談活動を積極的に展開し、個人ローンの拡大に努めましたが、新規実行が繰り上げ返済を含む償還に追いつかず、期末残高は対前年比17億円減少し251億円となりました。有価証券は国債を中心に安全性を重視した運用に努めつつ、対前年比3億円増の131億円となりました。貯金については、市街地周辺の残高回復、新規獲得をすすめたほか、年金口座獲得を積極的に展開しましたが、公金の支払期日等により8億円減少し1,835億円となりました。

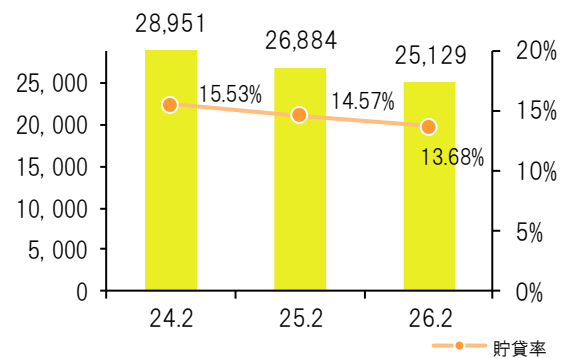
#### 経常利益

(単位：百万円)



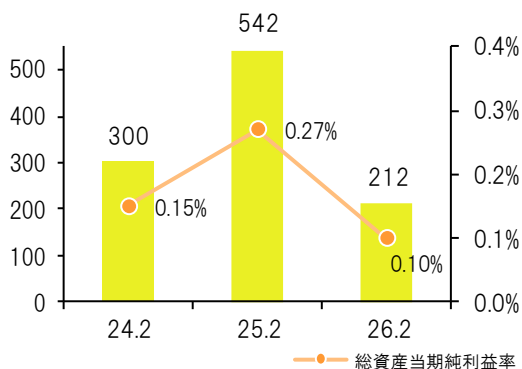
#### 貸出金残高

(単位：百万円)



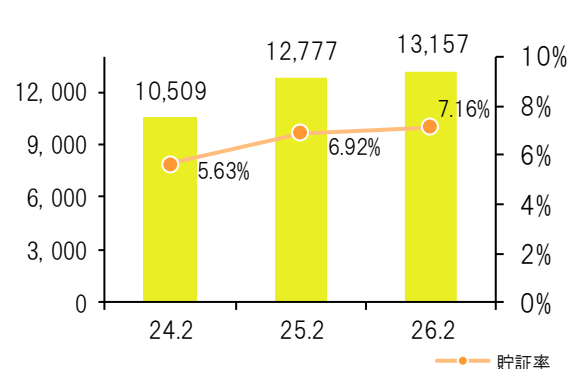
#### 当期剰余金

(単位：百万円)



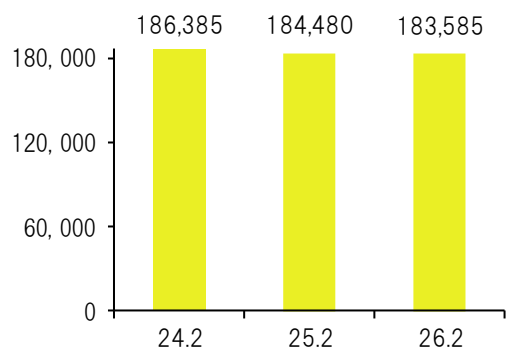
#### 有価証券残高

(単位：百万円)



#### 貯金残高

(単位：百万円)



## 自己資本比率

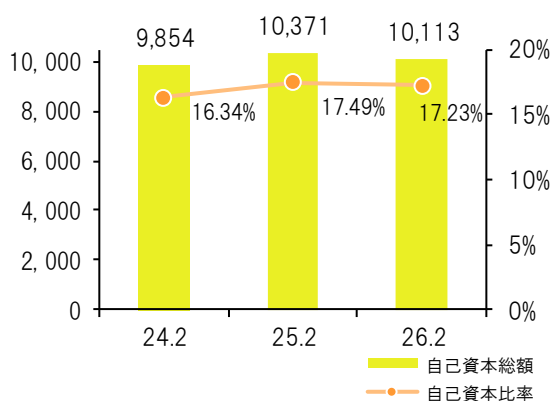
当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の様々なニーズに応える事業を展開していくために、財務基盤の強化を経営の重要課題として、自己資本の造成に取り組んでいます。平成25年度末においては、自己資本造成計画に基づく内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に積極的に取り組んだ結果、自己資本比率算出上の自己資本総額は101億円となり、自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る17.23%となりました。

## 不良債権比率

平成25年度末の金融再生法に基づく不良債権額は、初動対応の早期化による新たな不良債権の発生防止と、不良債権の管理・回収の徹底に努め、大口不良債権が解消されたことなどから、対前年比2億5,257万円減少し、不良債権比率は全国銀行の2.1%（平成25年9月期 金融庁公表）を下回る1.69%となりました。また、不良債権等の処理の状況では、一般貸倒引当金として8,795万円、個別貸倒引当金として1億9,323万円、合計で2億8,118万円を引当しており、貸倒引当金は、対前年比779万円減少しました。なお、平成25年度において直接償却は実施されておりません。

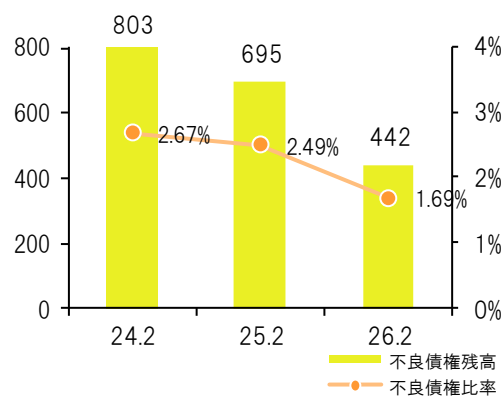
### 自己資本比率

(単位：百万円)



### 不良債権比率

(単位：百万円)





## 信用事業

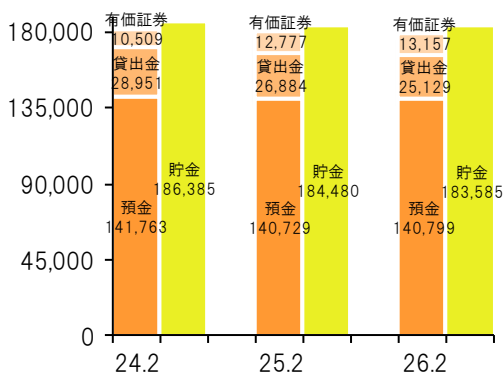
資金運用の状況では、貸出金は相談機能の強化等による個人ローン拡大に努めたものの、新規実行が繰り上げ返済を含む償還に追いつかず、対前年比17億円減少し251億円となり、一方で国債等利回りが低迷していることから、有価証券への資金シフトも進まず、有価証券残高は3億円の増加に留まる131億円となりました。これらのことから資金運用収益は対前年比4,597万円減少し16億6,655万円となりました。また資金調達状況は、栃木駅前支店の開設により市街地周辺の残高回復、新規獲得をすすめたほか、年金口座獲得を積極的に展開し、個人貯金は前年度と同水準を維持することができましたが、公金の支払期日等により総貯金残高は8億円減少し1,835億円となり、資金調達費用は2,377万円減少し8,938万円となりました。

## 共済事業

組合員・利用者の満足度向上を目指し、3Q訪問活動と「あんしんチェック」を引き続き実施し、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供に取り組んでいます。特に近年では、社会情勢の変化に合わせて「医療共済」「年金共済」「こども共済」等の保障ニーズ即したきめ細かい提案活動や、建物損害を広く保障する「建物更生共済むてき」の普及推進活動に努め、長期共済新契約高は412億円を挙績することができました。しかし、長期共済保有高は、満期・解約の増加により期首より177億円減少し、5,912億円となりました。このことから共済付加収入をはじめとする共済事業収益は対前年比4,410万円減少し、9億6,856万円の実績となりました。

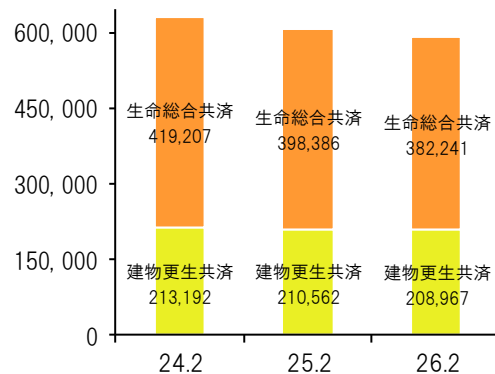
### 資金運用・調達の状況

(単位：百万円)



### 長期共済保有高

(単位：百万円)



## 購買事業

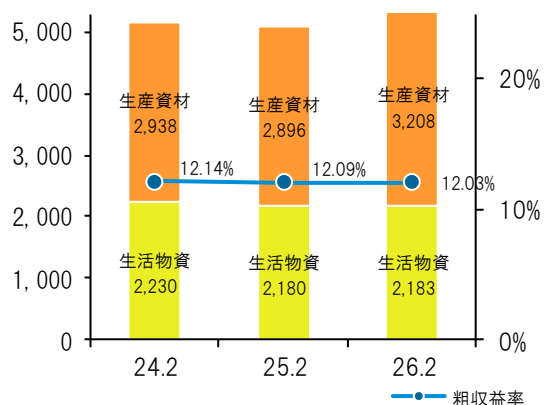
肥料・農薬等生産資材については、新規需要米が数量契約（一括管理方式）に変更されたことで、水稻肥料・農薬の需要が増加したことや、消費増税に伴う生産資材の前倒し供給、補助事業による園芸資材の供給増加により、供給高は、対前年比3億1,152万円増の32億814万円となりました。また、生活物資は、食料品・耐久財の取り扱いが低調となりましたが、管内全域を網羅した葬祭ホール体制が整備されたことなどから、葬祭事業が順調に推移しており、供給高は前年比222万円増の21億8,304万円となりました。購買品供給高の合計では、対前年比3億1,375万円増加し、53億9,118万円の実績となりました。

## 販売事業

耕種部門では、米の集荷量は、作況が102と平年並だったものの、役職員一体となった集荷推進運動の展開により、200,738.5俵となりました。また、麦類では5年ぶりの大豊作となり、ビール麦は7,161.85 t（契約比111.7%）の集荷実績となりました。しかし、24年産米の高需要の反動で米の販売進度に遅れが生じ、耕種部門の販売品取扱高は対前年比4,000万円減少し31億3,468万円に留まる結果となりました。園芸部門では、凍霜害被害により、なしの出荷数量が減少したものの、いちご、なすの単価高等により、1,907万円増加し62億5,092万円の取扱高となりました。販売品取扱高の合計では、対前年比7,867万円減少し、111億3,681万円の実績となりました。

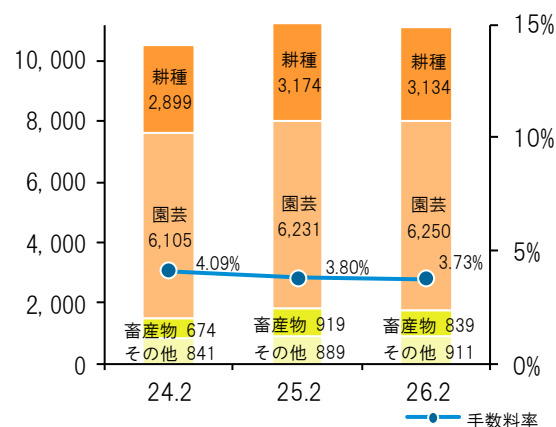
### 購買品供給高

(単位：百万円)



### 販売品取扱高

(単位：百万円)



## 経営管理方針

### 当 J A の経営理念

農業協同組合として、地域農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会を実現することが当 J A に課せられた使命であると考えています。また、地域金融機関としての社会的責任を全うするために、確固たる倫理観と誠実さに基づく健全な経営基盤を確立し、協同組合としての価値を高めていくことが重要であると認識しています。それらを実現するために、当 J A では、以下の4つの理念を掲げています。

#### <経営理念>

- 農業の多面的機能を発揮し、自然との共生をすすめます
- 安全・安心な暮らしを支援します
- 人と人のつながりを大切にします
- 健全で安定的な経営基盤を構築します

### 当 J A の経営方針

当 J A は農業協同組合であり、J A を構成する組合員が「出資者」であり「事業利用者」であり、かつ「運営参画者」となって、民主的に運営されています。また農業者や地域住民からなる組合員の共通する「願い」を実現し、豊かで暮らしやすい地域社会づくりを目指して、様々な事業を総合的に展開しています。これらのことから、組合経営には公正さを基本とした緻密なバランス感覚が要求されます。また、協同組合をとりまく社会情勢の変化も相まって、今後は、より一層明確なビジョンを持って、経営管理機能の強化を図っていく必要があると考えています。当 J A は、経営理念の実現に向けて、以下の方針に基づき行動しています。

#### ■農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。J A には、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当 J A は、「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

#### ■組合員と消費者の満足度向上

J A は日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安

全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 J A は、J A が提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

#### ■信頼と期待に応える経営

信用・共済事業依存型の収支構造からの脱却と、より効率的・効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができ的事业運営の確立が必要です。当 J A は「強靱な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理体制の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

#### ■営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。当 J A では、市町と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。さらに担い手の不足する地域においては地域合意のもと J A 自らが農地の荒廃防止に取り組みます。また、販売力の強化と営農経済渉外員の活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

#### ■信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」で「安心」な J A バンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼される J A を徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

#### ■共済事業部門

J A 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

## 経営管理体制

### 当JAの経営管理体制

当JAは、組織統治（いわゆるコーポレート・ガバナンス）を経営上の重要課題と認識し、農協法、定款、その他法令の趣旨を尊重しながら、組合員・利用者が共に持つ「願い」を実現するための事業を永続的に行い、協同組合としての価値をさらに高めていくことを目標としています。当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。また、理事会の活性化と経営環境変化への迅速な対応を行うため、理事及び監事の定年制を採用しています。

#### ■ 理事会

理事会は、理事40名で構成され、原則毎月1回開催されています。農業者等の意思を組合経営に十分に反映させるため、構成員である理事のうち過半数は正組合員から選任することとしています。同時に組合の健全な発展のため、常務理事2名は、経営の専門能力を有する学識経験者が選任され、特に信用事業については専任担当理事を置いています。また、女性の協同組合運動への参画を促進すること及び女性意見を組合経営に反映させることを目的に、定数のうち2名は女性理事を充てることとしています。

#### ■ 監事会

監事会は、監事8名で構成され、原則毎月1回開催されています。監事のうち1名は、複雑・広汎な組合の業務に対する監査の実効性を向上させるため、経営の専門知識を有する学識経験者が常勤監事として選任されています。また、一般事業会社等のいわゆる社外監査役と同等の役割を果たすことを目的とした員外監事を1名選任し、ガバナンスの強化を図っています。各監事は毎月開催される理事会への出席や組合の業務・財産の状況の調査を通じて理事の業務執行状況を監査しています。

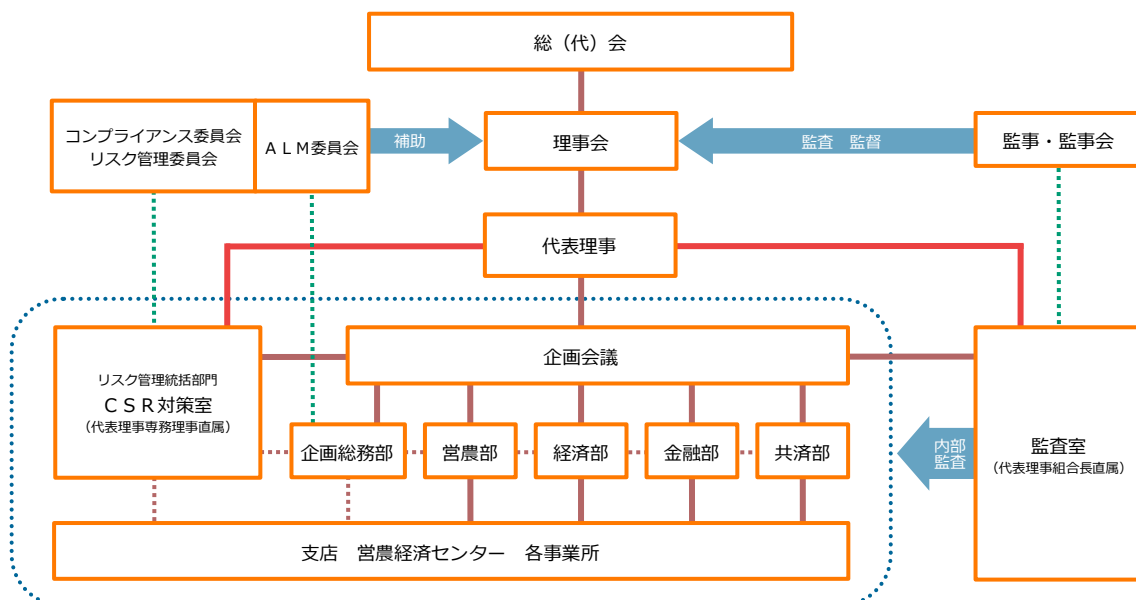
#### ■ 企画会議

企画会議は、組合長、専務、常務等の常勤役員及び本店室部長等の職員によって構成され、原則として毎月1回開催されています。企画会議は管理業務の最終責任者の会議として、組合業務の計画、執行、調整及び統制に関して必要な協議を行うことで、組合の意思決定に対する補助機能を果たしています。

#### ■ 役員報酬審議会

役員に対する報酬の客観性・透明性を確保し、組合の健全な発展に資することを目的に、必要に応じて役員報酬審議会が設置され、役員報酬の適正な基準について審議が行われています。

### 経営管理体制図



コンプライアンス体制

コンプライアンスの取り組み

当ＪＡは、協同組合として、さらには金融機関として組合員・利用者及び社会全般からの信頼を、より一層の揺るぎないものとしていくことが、極めて重要なことであると認識しています。特に金融機関としての社会的使命及び公共的責任を全うするためには、法令・定款等を遵守しつつ、透明性の高い経営を行っていくことはもとより、たとえ法令・定款等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとることが必要不可欠だと考えています。当ＪＡでは、コンプライアンス態勢の強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、全役職員が一丸となって、コンプライアンス対応について最高の水準に到達すること、健全で透明性の高い組織風土を構築することを目指しています。

■コンプライアンス体制

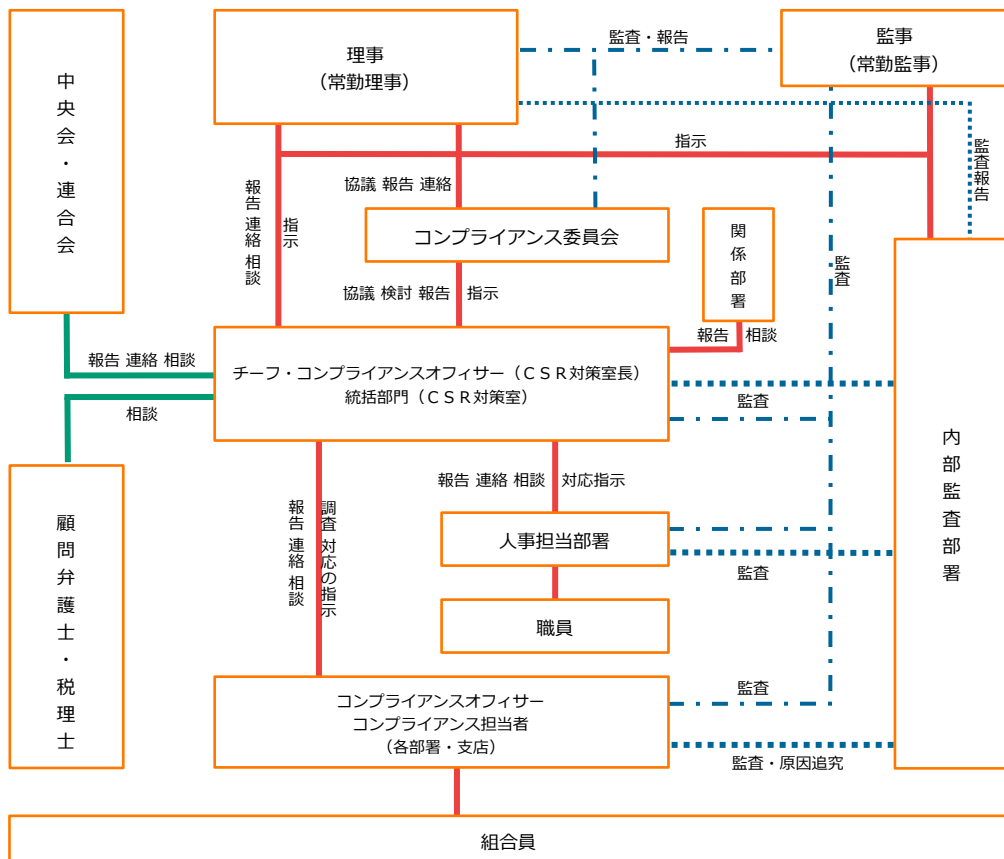
当ＪＡはコンプライアンス態勢を強化するため、「コンプライアンス委員会」を設置しています。コンプライアンス委員会は、理事会が定めるコンプライアンス・マニュアル及びリスク管理方針に基づき、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討を行い、必要に応じてリスク情報を理事会に

報告しています。また、コンプライアンス委員会の委員長は、情報セキュリティ総括責任者、個人情報保護責任者を兼務し、コンプライアンス体制、情報セキュリティ管理体制、個人情報保護管理体制の整合を図っています。また、コンプライアンス及び企業の社会的責任等に関する事項の統括部門として「ＣＳＲ対策室」を設置しています。ＣＳＲ対策室は、当ＪＡのコンプライアンス等関連事項の企画立案・進捗管理を行うとともに、リスク管理統括部門としてコンプライアンス等関連事項のほか、リスク管理方針に定めるリスクの情報を集中・把握しています。

■コンプライアンス活動

理事会は、年に1度、コンプライアンス強化に関する実施事項、実施スケジュールを取りまとめた「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。ＣＳＲ対策室は、支店、事業所等のコンプライアンス自主点検結果や連続職場離脱の状況等のコンプライアンス・プログラムの進捗状況についてコンプライアンス委員会及び理事会に定期的に報告しています。また、当ＪＡの役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでいます。

コンプライアンス体制図





## 内部告発制度

J Aグループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A栃木ヘルプライン（J Aグループ内部告発制度）を構築しております。J Aの役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止と内部けん制機能の強化に努めております。

## 反社会的勢力等への対応

当J Aは、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ、各種取引からの排除に取り組んでおります。

## プライバシーポリシー

当J Aは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆さまの個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有するJ Aとしての重大な社会的責務と考えております。当J Aは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆さまに信頼されるJ Aであり続けるため、「個人情報保護方針」に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

### J A栃木ヘルプライン

近年、企業不祥事によって、一部の企業は消費者、社会の信頼を大きく損ない、市場からの撤退を余儀なくされています。J Aグループにおいても、不祥事件が少なからず発生し、その範囲も信用・共済・購買事業等多岐にわたっています。このため本県J AグループにおいてはJ A役職員等からの通報により早期に問題点を発見することで、不祥事の未然防止ならびに内部けん制機能強化を図るため「J A栃木ヘルプライン」を設置しています。

#### ● 受付事項

J A内における不祥事案  
（J A役職員の農協法、刑法、定款等違反事項）

#### ● 通報者

通報できる人は、J A役職員・組合員等です。  
（原則として通報者の氏名を求めます。なお、本人の同意がない限り、対象J Aには通知しません）

#### ● 通報先

- ① J A職員に係る事項  
J A栃木中央会「ヘルプライン窓口」  
電話・FAX：028-625-1003
- ② J A役員に係る事項  
宇都宮中央法律事務所「ヘルプライン窓口」  
〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-9宇都宮中央ビル  
電話：028-616-1933

#### ● 受付時間

電話：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）  
郵送・FAX：24時間

## 金融ADR制度への対応

### ● 信用事業等の苦情ご相談

当J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

そのため、当J A内部に苦情等受付窓口を設置するとともに、紛争解決措置として、外部機関である栃木県J Aバンク相談所を利用しています。また必要により埼玉弁護士会と協議することとしております。

### ● 共済事業についての苦情ご相談

共済事業については、J A共済相談受付センター等の外部機関を利用しています。

### 当J Aの苦情等受付窓口

- 受付事項  
当J Aに関する苦情・相談等
- 受付電話番号  
0282-20-8838（CSR対策室直通）
- 受付時間  
午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

### 栃木県J Aバンク相談所

- 受付事項  
当J Aの信用事業に係る苦情・相談等
- 受付電話番号  
028-625-1003
- 受付時間  
午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

### 共済事業についての苦情等受付窓口

- 受付事項  
当J Aの共済事業に係る苦情・相談等
- J A共済相談受付センター（0120-536-093）
- （一財）日本共済協会共済相談所（03-5368-5757）
- （一財）自賠償保険・共済紛争処理機構（03-5296-5031）
- （公財）日弁連交通事故相談センター（03-3581-4724）
- （公財）交通事故紛争処理センター（03-3346-1756）

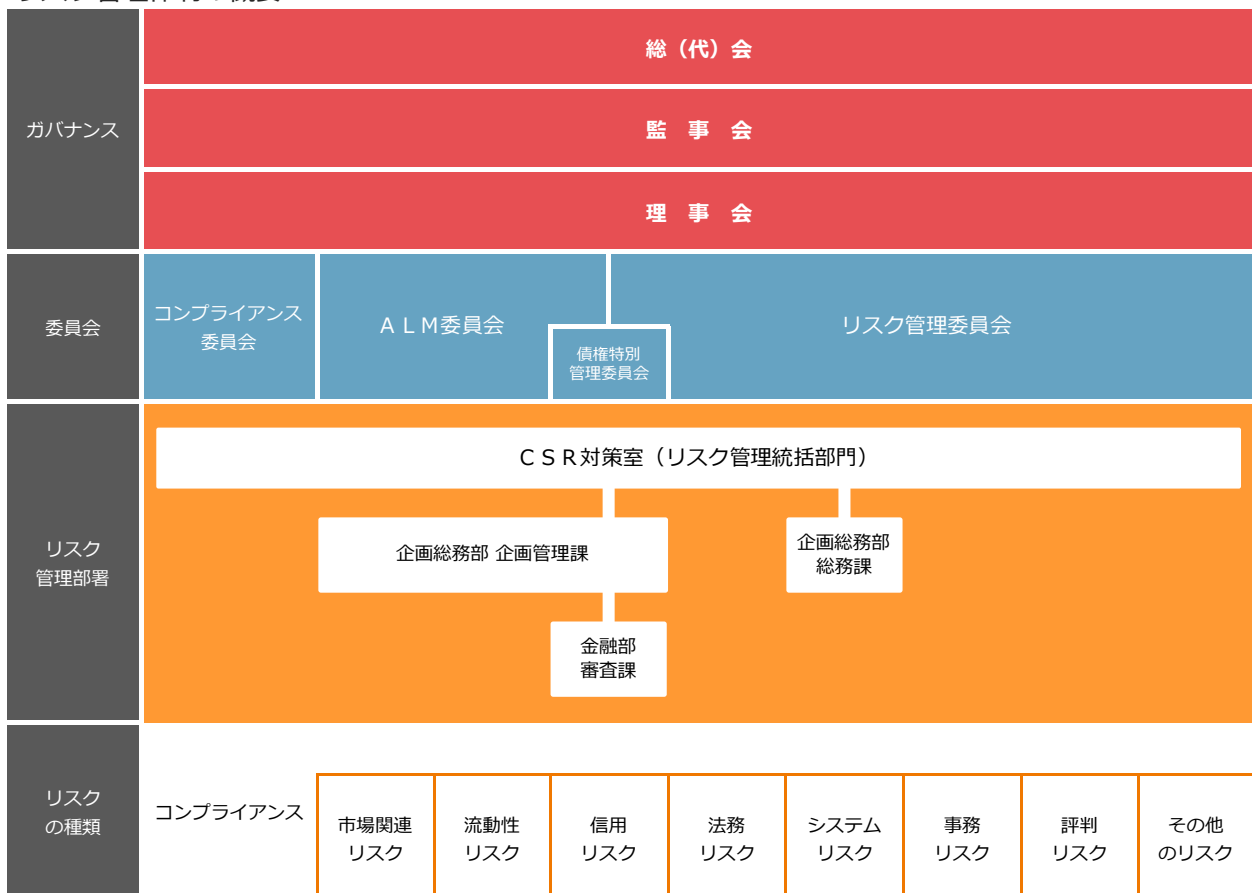
## リスク管理の状況

### リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展、規制緩和等が急速に進展する中で、JAの業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑多岐にわたり、量的にも拡大しています。そのような中で、JA経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し管理していくことが求められます。当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理体制の充実・強化に努めます。

このために、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に周知することで、リスクの種類に応じた管理を徹底します。なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い管理運営します。

### リスク管理体制の概要



## 信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、J Aが損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組みます。

### ●貸出金運営の考え方

貸出の運営については、定款及び信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

## 市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当J Aでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します

## 流動性リスク

流動性リスクとは、J Aの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当J Aでは、ALM委員会においてJ A全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

## 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、J Aが損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取組み徹底等日常の事務リスクに対応するとともに、監査室による内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。

## システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、J Aが損失を被るリスクのことです。

当J Aでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

## 法務リスク

法務リスクとは、J A 経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当 J A の信用の失墜を招き、当 J A が損失を被るリスクです。

J A 事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、J A の一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすこととなります。当 J A では、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

## 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性など J A の評判を形成する内容が劣化し、J A への安心度、親密度が損なわれることにより、J A の評判が低下するリスクのことです。

当 J A に対する評判を適切に把握し、積極的に J A の経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

## その他のリスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

当 J A では、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理体制の構築をすすめます。

## 危機管理対応

当 J A では、以上のリスク管理体制に加え、大規模災害時においても金融システム機能の維持に必要な業務の継続、あるいは早期再開を可能とするため、「大規模災害への対応方針」を策定しています。また、当方針では、共済、購買、販売、福祉事業等においても最低限必要な業務を継続するための対応策が定められています。なお、大規模災害への対応方針は、リスク管理統括部門である CSR 対策室が定期的に整備・見直しを行っています。また大規模災害発生時には「災害対策本部」が設置され、一元的に指揮命令が行われる体制となっております。

## 内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

## 貯金者保護の取り組み

### J Aバンク・セーフティネット

より安心な金融機関として皆さまにご利用いただくため、J Aバンクでは独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」を組み合わせた「J Aバンク・セーフティネット」を構築しています。この2重の安心の仕組みにより、皆さまの大切な貯金をしっかり守っています。

#### ■ J Aバンクシステム

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「J Aバンクシステム」を運営しています。「J Aバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

#### ■ 破綻未然防止システム

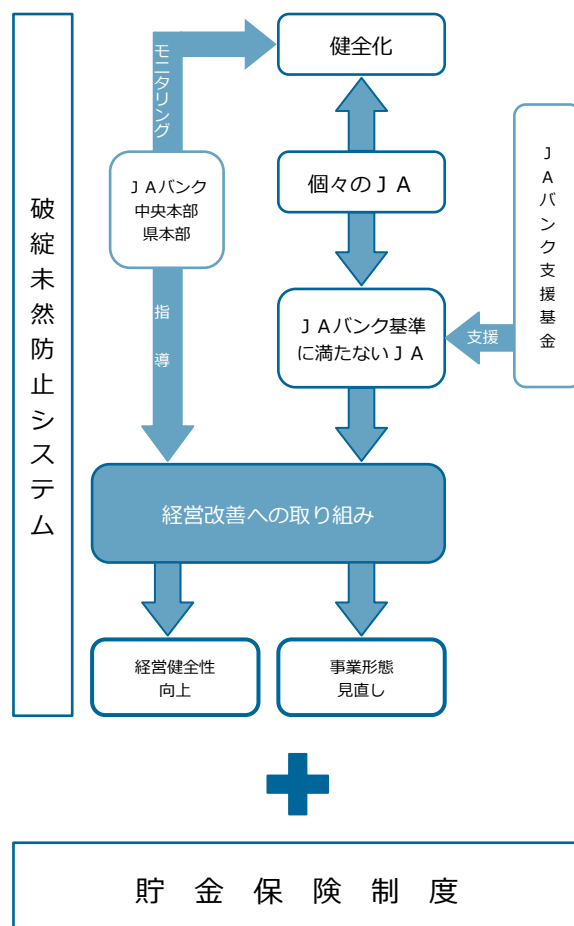
「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。J Aバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

#### ■ 一体的な事業推進

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

#### ■ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。





## その他の方針等

### 下野農業協同組合個人情報保護方針

下野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意、を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

### 金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期貯金、共済その他の金融商品の販売の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。

4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。

5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 利益相反管理方針

J Aしもつけ（以下、「当J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

（1）お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型

（2）当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### 3. 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

### 4. 利益相反管理体制

（1）当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### 5. 利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当J AのCSR対策室（0282-20-8838）までご連絡ください。

## 金融円滑化にかかる基本方針

当J Aしもつけ（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2. 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に依りて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（1）関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 主な業務のご紹介

J A は、さまざまな事業部門をもった総合的な事業体です。それぞれの事業の利用は組合員ばかりでなく、ひろく組合員以外の皆さまもご利用いただくことができます。

## 信用事業

貯金、融資、為替などの業務を行っています。信用事業では、民間最大級の店舗網を持つ全国の J A と、信連及び農林中金の3段階の組織が、「J A バンク」として、実質的にひとつの金融機関として機能しており、組合員・利用者の皆さまから、一層信頼される信用事業の確立を目指して事業を行っています。

### ■ 貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆さまからの貯金をお預かりしております。お預かりした大切な貯金を守るため、公的な制度である「貯金保険制度」に加え、全国の J A が互いに協力しあって安心を支える「破綻未然防止システム」の2重の仕組み「J A バンク・セーフティーネット」を築いています。

### ■ 融資業務

組合員や地域住民の皆さまへの住宅ローンやマイカーローンなどをご融資しているほか、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しております。

### ■ 為替業務

全国 J A ・ 県信連 ・ 農林中金の約8,400の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結んでいます。

### ■ 国債窓販業務

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債は、年4回(4月・7月・10月・1月)発行され、満期が2年・5年・10年の固定利付国債(新窓販国債)は毎月発行されます。

### ■ その他のサービス

その他、次のようなサービスを提供しています。

- コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまの給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービスなど。
- インターネットを利用し、年中無休で24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「J A ネットバンク」サービス。
- 全国の J A での貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンの A T M などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。
- 自宅や、外出先からネットバンク経由で、税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。
- 安心で便利なサービスの一環としてご提供している J A カード(クレジットカード)のお取扱い。また、I C キャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取扱い。

## ご利用者対応

利用者が安心して J A の信用サービスを受けられるよう努めております。

「J A バンク相談所」を J A 栃木中央会内に設置し、J A の信用事業に関する苦情等を受け付け、利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「監視センター」を設置し24時間体制で対応しております。

### ● 信用事業についての苦情ご相談受付窓口

栃木県 J A バンク相談所

受付電話番号 028-625-1003

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

### ● 通帳やカードの盗難・紛失時のご連絡先

口座を開設した店舗へご連絡下さい。(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時)

栃木駅前支店(0282-20-8821) 栃木東支店 (0282-27-2525) 栃木西支店 (0282-31-1794)

都賀支店 (0282-27-5611) 壬生支店 (0282-82-1111) 大平支店 (0282-43-2344)

藤岡支店 (0282-62-4333) 岩舟支店 (0282-55-3333)

上記以外の時間帯

集中監視センター

受付電話番号 0120-08-2065

受付時間 24時間

## 貯金商品

	特 徴
当座貯金	お支払いに小切手や手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座として、たいへん便利となっております。
普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。但し、ATMによる一日当りの利用限度額は原則として50万円となっております。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「ためる、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間(7日間)経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて段階的に有利になります。(金利情勢により、金利が同じになる場合があります。)
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。
大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
期日指定定期貯金	据置期間(1年)を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1年複利で計算しますので、長く預けるほど有利です。
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。お預け入れ期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めずに積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっておりますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

※以上の他にも、納税準備貯金、一般財形貯金、財形年金貯金、財形住宅貯金、譲渡性貯金を取り扱っております。

## 融資商品

	特 徴
マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等ですでにご利用の住宅ローンの借り換えにもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改修・補修およびシステムキッチン・造園・物置など住宅関連設備にお役立ていただけます。

## 内国為替手数料

	当組合本支店あて			他金融機関宛		
	普通扱い	1件につき	432円	普通扱い	1件につき	648円
送金手数料	普通扱い	1件につき	432円	普通扱い	1件につき	648円
振込 手数料	電信扱い	3万円未満（1件）	216円	電信扱い	3万円未満（1件）	540円
		3万円以上（1件）	432円		3万円以上（1件）	756円
	文書扱い	3万円未満（1件）	216円	文書扱い	3万円未満（1件）	432円
		3万円以上（1件）	432円		3万円以上（1件）	648円
代金取立 手数料	普通扱い	1通につき	432円	普通扱い	1通につき	648円
	至急扱い	1通につき	432円	至急扱い	1通につき	864円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料		1件につき			648円
	不渡手形返却料		1件につき			648円
	取立手形組戻料		1件につき			648円
	取立手形店頭呈示料		1件につき ただし、648円を超える取立経費を要する場合は、その 実費を申し受けます。			648円

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。

## 貯金業務関連手数料

	金額	備考	
預金残高証明書（1通）	216円		
再 発 行	貯金通帳（1通）	540円	
	貯金証書（1通）	540円	
	ICキャッシュカード（1枚）	1,080円	
	JAカード（一体型）（1枚）	1,080円	5年後の自動更新時の発行手数料は無料です
	ローンカード（1枚）	540円	
小切手帳（1冊）	540円		
自己宛小切手（1枚）	540円		
約束手形（1冊）	540円		
約束手形（1枚）	108円		
マル専手形（1枚）	108円		
マル専口座開設	3,240円		
貸金庫		取り扱っておりません	
夜間金庫		取り扱っておりません	
貯蓄貯金スイング契約	108円		
株式払込金等取扱手数料		店頭にてご確認下さい	
国債窓販保護預かり手数料（年間）	無料		
家賃振替手数料	54円		
取引履歴紹介1件（1口座当たり）	1,080円	国民年金保険料納付履歴については無料です	

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。

## 円貨両替手数料

両替枚数	1～100枚	101～500枚	501～1,000枚	1,001～2,000枚	2,001枚以上
手数料	無料	216円	432円	648円	1,000枚ごとに 432円加算

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。



### C D・A T M利用手数料（一回につき）

		当 J A 県内 J A		県外 J A		セブン銀行 イーネット ローソン A T M		ゆうちょ 銀行		他金融機関
		入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	出金
平日	稼働開始～8:45	終日 無料		終日 無料		108円		108円		216円
	8:45～18:00					無料		無料		108円
	18:00～稼働終了					108円		108円		216円
土曜	稼働開始～14:00					無料		108円		108円
	14:00～稼働終了					108円		108円		216円
日曜祝日	終日							108円		108円
正月5月連休	9:00～17:00					-				

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。

### A T M振込手数料

振込金額	当 J Aあて	県内 J Aあて	県外 J Aあて	他金融機関あて
3万円未満	108円	108円	432円	432円
3万円以上	108円	324円	648円	648円

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。

### 貸出関連業務手数料

	金額	備考
貸出残高証明書（1通）	216円	
融資証明書（1通）	5,400円	借入実行時5,400円は返却し、216円を貰い受けます
住宅取得年未残高証明書	無料	
貸出金償還年次表（再発行）	216円	
用 紙 代	手形貸付（約束手形）	無料
	証書貸付（プロパー資金）	無料
	農業近代化資金	無料
	住宅ローン・オーナーズローン	無料
	上記以外の J A統一ローン	無料
	(根)抵当権設定	無料
	(根)抵当権抹消	無料
カードローン口座開設	1,080円	
J A住宅ローン、住宅資金取扱手数料	32,400円	
貸付金繰上償還手数料	無料	
金銭消費貸借変更証書作成	無料	
融資審査等に係る謄本、公図、閲覧等の調査費	実費徴求	

※上記の金額には8%の消費税が含まれています。

## 共済事業

共済事業では、組合員・利用者をはじめ、地域の皆さまの暮らしを守るため、一人ひとりの人生設計にお応えできる安心を、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じてご提供しています。

### ■ 長期共済

生命や建物等の財産に対する保障を幅広く取りそろえております。共済期間が5年以上と長く、事故があったとき、または満期の時に共済

金が支払われます。

### ■ 短期共済

共済期間が5年未満と短く、事故があったときに共済金が支払われます。なお、自動車共済・自賠責共済は自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、JAの営業時間外であっても共済契約の締結ができます。

### ■ 共栄火災保険商品

共栄火災の保険商品を取り扱っています。

## 長期共済商品

	特 徴
終身共済	万一のときはもちろん、病気やケガなどへの備えも確かな生涯保障プランです。多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズも応えるプランです。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やケガも幅広く保障します。
一時払養老生命共済	まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。
こども共済	お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
定期生命共済	一定期間(5年・10年等)内の万一のときや、病気・ケガなどを手軽な掛金で保障するプランです。
がん共済	一生涯にわたって、がんによる入院・手術を保障するプランです。ニーズに合わせて先進医療保障を加えたり、入院・手術の保障を充実させることもできます。
介護共済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。まとまった資金を活用して加入する一時払いの仕組みもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。日帰り入院から、1回の入院365日・200日・120日まで幅広く保障します。
引受緩和型定期医療共済	一定期間(5年)内の入院・手術といった医療を保障するプランです。今まで健康状態などからご加入いただけなかった方でもご加入いただけます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。

## 短期共済商品

	特 徴
自動車共済	対人・対物賠償をはじめ、傷害保障(人身傷害保障、傷害給付)、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	人身事故の被害者保護のため、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている共済です。
火災共済	建物や家財が火災による損害を受けたときに保障される共済です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障。

## 共栄火災保険商品

	特 徴
HappyHome2(JA住宅ローン関連長期火災保険)	低廉な保険料で自然災害を含めた幅広い補償をカバーしている住宅ローン専用の火災保険です。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。
ゴルフアール保険	ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、他人にケガをさせた場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

共済代理店

(平成26年5月末現在)

名称（商号）又は氏名	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事務所の所在地
(株)農協共同自動車整備センター	栃木市高谷町 304-5	同左
(有)篠原自動車整備工場	栃木市惣社町 3606	同左
(株)タムラサービス	栃木市樋ノ口町 506-1	同左
(有)石沢自動車修理工場	栃木市鍋山町 683-7	同左
谷部自動車整備工場	栃木市皆川城内町 965-4	同左
(有)都賀自動車	栃木市都賀町家中 5466	同左
増田輪業	壬生町中央町 7-11	同左
オートショップ早乙女	壬生町大字羽生田 2660-4	同左
早乙女自動車整備工場	壬生町大字七ツ石 432-5	同左
荒川サイクル	壬生町大字上稲葉 1611	同左
(有)桜井自動車整備工場	栃木市大平町蔵井 2004-6	同左
(有)天谷自動車	栃木市大平町上高島 643-3	同左
和久井自動車整備工場	栃木市大平町富田 1784	同左
大出自動車株式会社	栃木市大平町富田 291	同左
(有)大平自動車工業	栃木市大平町下皆川 902-2	同左
深津自動車整備工場	栃木市大平町西水代 1898-17	同左
(有)綿貫自動車レンタカー	栃木市大平町榎本 628-6	同左
石塚钣金塗装	栃木市大平町西水代 2868	同左
石渡自動車	栃木市大平町牛久 364-3	同左
五十嵐自動車整備工場	栃木市大平町伯仲 1741	同左
荒川モータース	栃木市藤岡町蛭沼 1308-2	同左
大前自動車整備工場	栃木市藤岡町大前 921	同左
大松自動車钣金塗装	栃木市藤岡町甲 369	同左
谷内自動車整備工場	栃木市藤岡町新波 2010-1	同左
針谷自動車販売	栃木市藤岡町藤岡 304	同左
(有)岡モータース	栃木市藤岡町藤岡 5104	同左
(有)田口自動車整備工場	栃木市藤岡町藤岡 3656	同左
藤沼自動車	栃木市藤岡町赤麻 1481	同左

## 購買事業

農業に必要な肥料・農薬・飼料などや生活に必要な物資を共同購入し、組合員や地域の皆さまに安心して良質な品物を供給しています。取り扱い品目は多岐にわたり、食品の配達や葬祭ホールの経営など皆さまの暮らしに必要な事業を展開しています。

### ■ 生産資材・生活物資事業

肥料・農薬などの農業生産資材や生活関連物資を供給しています。県域物流配送を導入しており、午前中に注文いただくと翌営業日に配送になります。農繁期には土日・祭日も営業しています。

### ■ 葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬のいずれにもお応えできるよう24時間体制で葬祭事業を受付しております。

### ■ 食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスを取り扱っています。

## 販売事業

販売事業では、組合員が生産した農産物を共同で販売しています。消費者のニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供するとともに農業の持続的発展を目指しています。

### ■ 当JA管内の特産品

当JAでは消費者の皆さまに安全・安心な農産物をお届けするため、生産履歴記帳運動やGAP（農業生産工程管理）、IPM防除（物理的・生物的・耕種的・化学的防除を組み合わせた人・環境にやさしい総合防除法）に積極的に取り組んでいます。

管内で生産されている主な農産物は次のとおりです。

#### ● イチゴ

栃木県は全国に誇るイチゴ生産量を有しています。1996年に開発され、酸味と甘みのバランスの良さから根強い人気を誇っている「とちおとめ」のほか、2012年からは栃木県が新たに開発した「スカイベリー」の栽培が開始されました。「スカイベリー」は大きさ、形の美しさ、おいしさを兼ね備えた期待の新品種です。

#### ● ブドウ

当JA管内の栃木市大平町から岩舟町にかけては大規模なブドウ団地が形成され、夏場のブドウ狩りでは県内観光の一翼を担っています。水切れの良い畑で太陽の光をまんべんなく浴びて育った「巨峰」は大粒で甘く、食味も良いとの評判をいただいております。

#### ● トマト

冬期の日照時間に恵まれた栃木県では施設園芸としてのトマト栽培が盛んです。当JA管内のトマトは、最新の設備と徹底した品質管理のもと生産され、市場や消費者から高い信頼を得ています。

#### ● ニラ

栃木県のニラ生産量は全国でも有数の規模を誇り、当JAは栃木県下でも上位の生産量を有しています。

#### ● ナス

夏から秋にかけての代表作物とも言えるナスも栃木県内で広く栽培されている作物です。当JAは栃木県下で上位の生産量を誇っています。

#### ● ビール麦

ビールの原料となる大麦の生産量は全国でも有数の規模を誇っており、管内全域で栽培されています。

### ■ 農産物直売所の運営

地産地消を推進し、地元で生産された安全で高品質な農産物を地域の皆さまに提供するため、当JAでは農産物直売所の運営に積極的に取り組んでいます。

## 営農指導事業

組合員の営農活動を支援して、その改善を図っていく事業です。単に技術指導を行うだけでなく、農業後継者の育成や農産物の安定供給のためのマーケティングなども行っています。生産から流通までをJAの総合力で指導援助することで、農業の持続的発展を目指しています。

## JAくらしの活動

安心して暮らせる豊かな地域作りのために農業体験学習など「食と農」を軸とした地域活性化や訪問介護・通所介護事業の展開など高齢化社会に対応した様々な取り組みを行い、協同活動の輪を広げています。

---

#### ■ 食と農を軸とした地域活性化

当ＪＡでは管内の小中学校と連携し、農業の持つ教育力を反映した農業体験学習や学校給食への食材提供を行っています。

#### ■ 高齢者福祉事業

高齢化社会へのニーズに応えるため、要介護者を対象としたデイサービス、訪問介護、ケアプラン作成等の介護保険事業のほか、高齢者生活支援事業を行っています。また認知症サポーターの養成など認知症啓発活動や介護予防活動の取り組みを行っています。

#### ■ 健康寿命100歳プロジェクト

「運動」「食事」「検診・介護・医療」によって健康づくりに取り組む「健康寿命100歳プロジェクト」の展開により、ゆとりと生きがいのある暮らしの実現を目指しています。

#### ■ ＪＡ女性会活動

ＪＡ女性会は、住みよい地域社会づくりを目指して、世代別・目的別の活動を展開しており、当ＪＡはそれら地域の女性による自主的活動を積極的に支援しています。

#### ■ 国産農産物の消費拡大運動

国産農産物の重要性の理解促進および消費拡大を促進するために、「みんなのよい食プロジェクト」に取り組んでおり、情報提供や農業体験等を通じて国産農産物の魅力を伝え、地域の消費者に地産地消をすすめています。

### 資産管理事業

---

組合員のみなさまが土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また農と住の調和したまちづくりを目指し、様々な事業を展開しています。組合員の所有するアパートの管理や入居者の仲介、資産の有効活用を支援するための相談などを行っています。



## 店舗・ATM

### 店舗一覧

- 本店  
〒328-0053  
栃木市片柳町2丁目1-44  
TEL：(代) 0282-24-1180  
ATM：有
- 監査室  
TEL：0282-24-7517
- CSR対策室  
TEL：0282-20-8838
- 企画総務部  
TEL：0282-24-1180
- 金融部  
TEL：0282-24-1183
- 共済部  
TEL：0282-24-1182
- 本店 営農部  
〒329-4413  
栃木市大平町上高島752-1  
TEL：0282-20-8828  
ATM：有
- 本店 経済部  
〒328-0041  
栃木市河合町3-26  
TEL：0282-20-8826
- 栃木駅前支店  
〒328-0041  
栃木市河合町3-26  
TEL：0282-20-8821  
ATM：有
- 栃木東支店  
〒328-0011  
栃木市大宮町1420-1  
TEL：0282-27-2525  
ATM：有
- 栃木西支店  
〒328-0125  
栃木市吹上町1183-2  
TEL：0282-31-1794  
ATM：有
- 都賀支店  
〒328-0103  
栃木市都賀町原宿874-1  
TEL：0282-27-5611  
ATM：有
- 壬生支店  
〒321-0219  
壬生町大字福和田1001-9  
TEL：0282-82-1111  
ATM：有
- 大平支店  
〒329-4421  
栃木市大平町西野田20  
TEL：0282-43-2344  
ATM：有
- 藤岡支店  
〒323-1102  
栃木市藤岡町赤麻1740  
TEL：0282-62-4333  
ATM：有
- 岩舟支店  
〒329-4307  
岩舟町大字静880-1  
TEL：0282-55-3333  
ATM：有
- 栃木地区営農経済センター  
〒328-0011  
栃木市大宮町1422  
TEL：0282-27-6511
- 都賀地区営農経済センター  
〒328-0103  
栃木市都賀町原宿864-1  
TEL：0282-27-1881
- 壬生地区営農経済センター  
〒321-0219  
壬生町大字福和田1001-9  
TEL：0282-82-1103
- 大平地区営農経済センター  
〒329-4421  
栃木市大平町西野田20  
TEL：0282-43-0800
- 藤岡地区営農経済センター  
〒323-1102  
栃木市藤岡町赤麻1740  
TEL：0282-62-4336
- 岩舟地区営農経済センター  
〒329-4308  
岩舟町大字下津原462-1  
TEL：0282-55-3211

### 特定信用事業代理業者

当JAを所属金融機関とする特定信用事業代理業者はありません。

(平成26年3月1日現在)

## 店舗以外のATM設置台数

■ニューアプロニー  
〒328-0041  
栃木市河合町3-26  
TEL : 0282-22-8743

■デイサービスセンターひだまり  
〒321-0221  
壬生町大字藤井1645-3  
TEL : 0282-81-0377

■葬祭センター  
〒328-0012  
栃木市平柳町2-23-7  
TEL : 0282-29-1788

●葬祭ホール  
ひらやなぎホール  
栃木市平柳町2-15-24  
TEL : 0282-29-1567

グリーンプピア  
栃木市沼和田町29-33  
TEL : 0282-25-3366

アトラス壬生ホール  
下都賀郡壬生町寿町5-23  
TEL : 0282-82-6556

おおひらホール  
栃木市大平町富田5003-11  
TEL : 0282-45-1400

藤岡中央ホール  
栃木市藤岡町大前1229-1  
TEL : 0282-62-5211

いわふねホール  
下都賀郡岩舟町和泉680-1  
TEL : 0282-55-8787

■とちぎ農産物直売所よつとこれ  
栃木市大宮町1419-5  
TEL : 0282-27-8555  
営業時間 : 午前8:45~午後4:00  
定休日 : 火曜日

■都賀生出宿里の駅農産物直売所  
栃木市都賀町大柿334-5  
TEL : 0282-91-1181  
営業時間 : 午前8:30~午後4:30  
定休日 : 無休

■みぶ農産物直売所いなばの郷  
壬生町上稲葉1664  
TEL : 0282-82-8361  
営業時間 : 午前9:00~午後4:00  
定休日 : 無休

■みぶハイウェーパーク  
農産物直売所みらい館  
壬生町国谷1870-2  
(北関東道みぶハイウェーパーク内)  
TEL : 0282-82-8838  
営業時間 : 午前8:30~午後6:00  
定休日 : 無休

■大平カインズモール  
農産物直売所愛菜果  
栃木市大平町下皆川700  
TEL : 0282-45-1772  
営業時間 : 午前9:30~午後6:00  
定休日 : 無休

■ゆうゆうプラザ農産物直売所  
栃木市大平町西野田666-1  
TEL : -  
営業時間 : 午前10:00~午後2:00  
定休日 : 月・火・木・土曜日

■道の駅みかも  
農産物直売所万葉の里  
栃木市藤岡町大田和678  
TEL : 0282-62-0991  
営業時間 : 午前9:00~午後6:00  
定休日 : 無休

■いわふねフルーツパーク  
花野果ひろば農産物直売所  
岩舟町下津原1587  
TEL : 0282-55-8485  
営業時間  
(3~10月)午前8:30~午後5:00  
(11~2月)午前8:30~午後4:30  
定休日 : 第1・3月曜日

■栃木市役所  
栃木市庁舎1階 (1台)

■下都賀病院  
栃木市富士見町 (2台)

■旧寺尾支店  
栃木市梅沢町 (1台)

■旧国府支店  
栃木市惣社町 (1台)

■旧大宮支店  
栃木市今泉町 (1台)

■旧皆川支店  
栃木市皆川城内町 (1台)

■旧赤津支店  
栃木市都賀町大橋 (1台)

■旧家中支店  
栃木市都賀町家中 (1台)

■旧壬生支店  
壬生町中央町 (1台)

■旧稲葉支店  
壬生町大字上稲葉 (1台)

■旧南犬飼支店  
壬生町大字安塚 (1台)

■旧大平西支店  
栃木市大平町富田 (1台)

■旧大平南支店  
栃木市大平町西水代 (1台)

■旧三鴨支店  
栃木市藤岡町甲 (1台)

■旧部屋支店  
栃木市藤岡町蛭沼 (1台)

■旧藤岡南支店  
栃木市藤岡町藤岡 (1台)

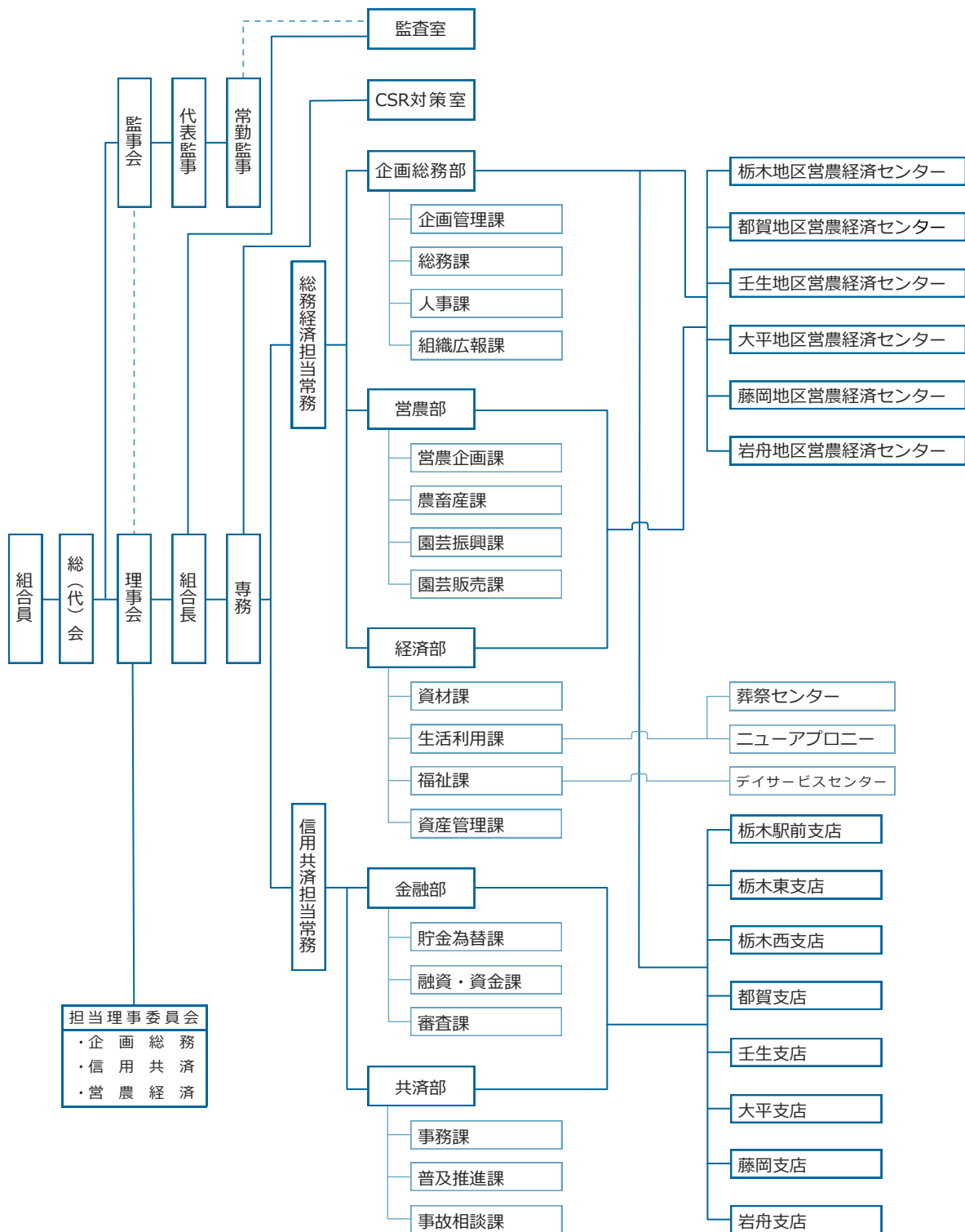
■旧静和支店  
岩舟町大字静和 (1台)

■旧小野寺支店  
岩舟町大字新里 (1台)

店舗以外のATM設置台数は上記の18カ所、計19台です。当JAのATMは全て手のひら認証対応です。

組織機構図

(平成26年3月1日現在)



## 役員

### 理事

神永 信男	代表理事組合長 代表権を有する常勤役員
大島 三郎	代表理事専務理事 代表権を有する常勤役員
鈴木 正彦	常務理事 総務・経済専任の常勤役員
石崎 政男	常務理事 信用・共済専任の常勤役員
関口 佐主	理事（非常勤）
桑谷 一郎	理事（非常勤）
阿部 秀夫	理事（非常勤）
五十畑 庄司	理事（非常勤）
中川 利夫	理事（非常勤）
鈴木 信夫	理事（非常勤）
五月女 貞作	理事（非常勤）
熊倉 三郎	理事（非常勤）
大塚 徳己	理事（非常勤）
鶴見 昌展	理事（非常勤）
鈴木 重雄	理事（非常勤）
荒川 清	理事（非常勤）
峯岸 善裕	理事（非常勤）
大出 陽子	理事（非常勤）
生澤 常明	理事（非常勤）
渡辺 誠一	理事（非常勤）

大橋 敏秀	理事（非常勤）
青木 一郎	理事（非常勤）
佐山 武美	理事（非常勤）
神原 福美	理事（非常勤）
荒川 伸次	理事（非常勤）
三柴 秀男	理事（非常勤）
阿部 隆	理事（非常勤）
篠崎 良紀	理事（非常勤）
石川 清寿	理事（非常勤）
石塚 孝市	理事（非常勤）
三ツ井 正善	理事（非常勤）
清水 利通	理事（非常勤）
篠原 富太郎	理事（非常勤）
足助 良平	理事（非常勤）
渡邊 一雄	理事（非常勤）
稲葉 功	理事（非常勤）
佐山 修一	理事（非常勤）
小林 要	理事（非常勤）
早乙女 とみ	理事（非常勤）
永島 静江	理事（非常勤）

### 監事

廣澤 清一	代表監事（非常勤）
栃木 利夫	常勤監事
阿部 雅美	監事（非常勤）
正田 秀雄	監事（非常勤）

柏淵 敏雄	監事（非常勤）
櫻井 文雄	監事（非常勤）
益田 英雄	監事（非常勤）
大出 正志	員外監事（非常勤）

## 組合員・組合員組織

### 組合員数 (単位：人、団体)

(平成26年3月1日現在)

	24年度	25年度	増減
正組合員	14,762	14,701	△61
うち個人	14,744	14,683	△61
うち法人	18	18	－
准組合員	7,075	7,132	57
うち個人	6,915	6,972	57
うち法人	160	160	－
合 計	21,837	21,833	△4

### 組合員組織 (単位：人)

(平成26年3月1日現在)

	構成員数		構成員数
イチゴ生産組織連絡協議会	292	岩舟町ぶどう生産出荷組合	55
トマト生産組織連絡協議会	69	岩舟きのご部会	5
J A しもつけニラ部会	144	岩舟旬の食材部会	17
J A しもつけナス部会	93	岩舟切り花部会	6
栃木キュウリ部会	6	岩舟町静和梨生産出荷組合	21
栃木ネギ部会	4	岩舟町岩舟野菜生産出荷組合	4
栃木葡萄部会	2	岩舟柿部会	9
都賀椎茸部会	3	直売部会連絡協議会	939
壬生加工トマト生産部会	4	J A しもつけ農産物受検組合	2,546
壬生種子生姜組合	11	J A しもつけ採種部会	61
壬生南瓜生産部会	5	J A しもつけ肉牛部会	24
壬生牛蒡部会	18	集落営農組織連絡協議会	321
壬生大和芋部会	2	栃木耕種雑穀部会	27
壬生ネギ生産部会	9	栃木受託集団	5
壬生加工ラッキョウ部会	11	壬生小豆部会	69
壬生果樹出荷組合	2	大平耕種部会	21
壬生薬草生産出荷組合	12	大平大豆部会	44
壬生ホウレン草部会	11	藤岡地区受託者部会	14
大平町ぶどう組合	66	岩舟耕種部会	28
大平南瓜愛好会	11	岩舟農作業受託部会	16
藤岡キヌサヤ部会	16	J A しもつけ青壮年部	137
藤岡春菊部会	5	J A しもつけ女性会	945
藤岡ブドウ部会	16	J A しもつけ菜の花会	36
藤岡水菜部会	7	J A しもつけひまわり会	28
藤岡いちじく部会	3	J A しもつけ年金友の会	11,010
藤岡地区ほうれん草部会	7	資産管理部会栃木支部	40
岩舟みず菜部会	6	資産管理部会大平支部	68



## 沿革

平成6年 10月18日	下都賀西部地区広域JA合併研究協議会設立
平成10年 3月30日 10月9日	下都賀西部地区広域JA合併推進協議会設立 合併予備契約調印式
平成11年 3月1日 3月26日 6月14日 9月1日 10月1日	下野農業協同組合設立（JAとちぎ、つが、みぶ、おおひら） 大平地区ニラ包装予冷施設竣工式 生産組織統一協議会の設立 農産物受検組合協議会の設立 花卉部会設立 外貨両替業務取扱開始（本店・栃木支店）
平成12年 1月27日 3月17日 4月1日 4月17日 5月24日 5月26日 7月21日 7月26日 9月1日 11月28日	栃木地区トマト選果施設竣工式 JAしもつけ年金友の会設立 国債窓販業務取扱開始 JAしもつけ女性会設立 JAしもつけ青壮年部設立 第1回通常総代会 JA大会組織討議 第1回家の光大会 JAしもつけひまわり会の設立 第25回JA栃木県大会
平成13年 5月1日 5月19日 5月25日 11月29日	介護サービス事業の開始 産業組合発足100周年記念植樹祭 第2回通常総代会 栃木トマト部会農水大臣賞受賞
平成14年 5月25日 8月31日 10月21日 11月1日 11月12日	第3回通常総代会 栃木地区直売所オープン 臨時総代会 JAしもつけLPガスセンター開所 栃木トマト部会農林水産祭天皇杯受賞
平成15年 3月1日 4月19日 4月21日 4月22日 5月24日 11月19日	下野農業協同組合設立（JAしもつけ、水代、藤岡中央、岩舟町） 壬生地区農産物直売所オープン JAしもつけデイサービスセンターひだまり開所 藤岡地区農産物加工センターオープン 第4回通常総代会 第26回JA栃木県大会
平成16年 4月1日 5月1日 5月29日 7月1日 9月19日	広域農機センターオープン 大平町ゆうゆうプラザ農産物直売所オープン 第5回通常総代会 県域物流の導入、石油配送センター稼働 JAしもつけ藤岡農産物直売所オープン
平成17年 1月27日 5月30日	臨時総代会 第6回通常総代会
平成18年 4月19日 4月21日 5月29日 11月13日	花野果ひろば内「農産物直売所」オープン 道の駅みかもオープン 第7回通常総代会 第27回JA栃木県大会

平成19年	
5月21日	第8回通常総代会
7月19日	栃木地区農産物直売所「よっとこれ」オープン
8月10日	JAしもつけニラ部会設立
8月31日	オートバブルみぶがオートバブル県南に事業移管
平成20年	
2月6日	JAしもつけナス部会設立
3月1日	農機事業全農一体運営スタート
3月24日	支店統合再編による7支店体制スタート
4月1日	石油配送センター、LPガスセンターを(株)エルサポートに事業移管
4月16日	いちご無病苗増殖施設開所
5月13日	大平町カインズモール内 JAしもつけ農産物直売所「愛菜果(あいさいか)」オープン
5月23日	第9回通常総代会
7月28日	JAしもつけ農産物直売所憲章を策定
10月11日	JAしもつけ合併10周年記念式典開催
10月13日	栃木東支店竣工式
11月3日	都賀支店竣工式
平成21年	
3月30日	栃木西支店竣工式
5月25日	第10回通常総代会 JAしもつけ初の女性理事誕生
10月23日	みぶハイウェーパーク農産物直売所「みらい館」オープン
10月26日	JAしもつけ採種部会設立
11月13日	第28回JA栃木県大会
平成22年	
5月25日	第11回通常総代会
9月12日	葬祭ホール「JAしもつけ ひらやなぎホール」オープン
11月1日	JAポイントサービス導入
平成23年	
2月28日	都賀給油所、大平給油所閉店
4月14日	栃木地区トマト選果施設竣工式
5月26日	第12回通常総代会
10月5日	JA出資型農業生産法人 株式会社グリーンファームしもつけ設立
12月27日	種子センター竣工式
平成24年	
1月25日	JAしもつけ藤岡地区ほうれん草部会設立
5月24日	第13回通常総代会
11月13日	第29回JA栃木県大会
12月6日	イチゴ新品種「スカイベリー」初出荷
平成25年	
3月29日	北部水稻育苗センター竣工式
5月24日	第14回通常総代会
11月1日	栃木駅前支店オープン
平成26年	
5月23日	第15回通常総代会

## 経営資料編

I. 決算の状況	4 0
貸借対照表	4 0
損益計算書	4 2
注記表	4 4
剰余金処分計算書	5 4
財務諸表の正確性等にかかる確認	5 5
キャッシュフロー計算書	5 6
部門別損益計算書	5 8
II. 損益の状況	6 0
III. 事業の概況	6 2
1. 信用事業	6 2
2. 共済事業取扱実績	7 0
3. 主要事業取扱実績	7 1
IV. 経営諸指標	7 4
V. 自己資本の充実の状況	7 5
VI. 役職員の報酬等	8 3

## I. 決算の状況

### 貸借対照表

基準日 前年度：平成25年2月28日現在  
本年度：平成26年2月28日現在

科目	前年度	本年度	説明
<b>資産の部</b>			
1. 信用事業資産	182,013,561	<b>180,597,557</b>	
(1) 現金	780,731	<b>726,536</b>	本支店の金庫にある手持現金
(2) 預金	140,729,779	<b>140,799,375</b>	
系統預金	140,640,121	<b>140,710,785</b>	農林中金に預けている金
系統外預金	89,657	<b>88,589</b>	農林中金以外に預けている金
(3) 有価証券	12,777,098	<b>13,157,755</b>	
国債	12,277,192	<b>13,157,755</b>	国債への運用額
社債	499,906	—	社債への運用額
(4) 貸出金	26,884,721	<b>25,129,089</b>	組合員等へ貸出した金
(5) その他の信用事業資産	1,124,121	<b>1,059,830</b>	
未収収益	1,092,419	<b>1,029,696</b>	預金・貸出金利息の未収分など
その他の資産	31,701	<b>30,133</b>	信用事業の仮払金など
(6) 貸倒引当金（控除）	△ 282,891	<b>△ 275,029</b>	信用事業に係る貸倒引当金
2. 共済事業資産	200,760	<b>237,193</b>	
(1) 共済貸付金	185,221	<b>228,312</b>	共済契約者に貸出した金
(2) 共済未収利息	2,121	<b>2,917</b>	共済貸付金利息の未収分など
(3) その他の共済事業資産	14,072	<b>6,763</b>	共済奨励金の未収分など
(4) 貸倒引当金（控除）	△ 654	<b>△ 799</b>	共済事業に係る貸倒引当金
3. 経済事業資産	1,629,474	<b>1,529,265</b>	
(1) 経済事業未収金	882,823	<b>1,022,721</b>	購買品供給の未収金など
(2) 経済受託債権	410,375	<b>170,888</b>	販売品の仮渡金や立替金など
(3) 棚卸資産	219,740	<b>235,190</b>	
購買品	169,130	<b>189,282</b>	購買品の在庫額
宅地	43,177	<b>38,070</b>	宅地の繰越額
その他の棚卸資産	7,432	<b>7,837</b>	加工・利用事業等の貯蔵品など
(4) その他の経済事業資産	121,845	<b>105,690</b>	経済事業の未収収益など
(5) 貸倒引当金（控除）	△ 5,310	<b>△ 5,225</b>	経済事業に係る貸倒引当金
4. 雑資産	334,269	<b>294,578</b>	仮払金、未収金、立替金、未収収益、繰延消費税など
5. 固定資産	5,534,571	<b>5,495,415</b>	
(1) 有形固定資産	5,527,413	<b>5,487,570</b>	
建物	6,964,676	<b>6,977,769</b>	建物、建物付属設備
機械装置	1,115,577	<b>1,268,348</b>	機械もしくは装置
土地	2,466,170	<b>2,460,645</b>	組合の土地
建設仮勘定	6,537	<b>283</b>	固定資産取得までの建設代金などの仮払金
その他の有形固定資産	2,264,600	<b>2,198,310</b>	上記以外の有形固定資産
減価償却累計額（控除）	△ 7,290,149	<b>△ 7,417,786</b>	建物等の減価分の累計額
(2) 無形固定資産	7,157	<b>7,844</b>	電話加入権など
6. 外部出資	9,677,180	<b>9,683,130</b>	
(1) 外部出資	9,707,850	<b>9,686,630</b>	
系統出資	9,220,279	<b>9,199,059</b>	系統連合会への出資金
系統外出資	445,271	<b>445,271</b>	系統外の関連団体への出資金
子会社等出資	42,300	<b>42,300</b>	子会社等への出資金
(2) 外部出資等損失引当金（控除）	△ 30,670	<b>△ 3,500</b>	外部出資に係る損失見込み相当額
7. 繰延税金資産	219,329	<b>331,119</b>	前払いとなっている法人税等
資産の部合計	199,609,148	<b>198,168,261</b>	

(単位：千円)

科 目	前年度	本年度	説 明
<b>負債の部</b>			
1. 信用事業負債	184,924,127	183,990,042	
(1) 貯金	184,480,421	183,585,802	組合員等から預かっている金
(2) 借入金	136,594	115,665	制度資金等栃木県等から借りている金
(3) その他の信用事業負債	307,110	288,573	
未払費用	86,742	62,038	貯金の未払利息など
その他の負債	220,368	226,535	信用事業の仮受金など
2. 共済事業負債	1,748,666	1,111,700	
(1) 共済借入金	185,221	228,312	共済連から借りている金
(2) 共済資金	1,151,318	501,099	共済掛金等の一時的預り金
(3) 共済未払利息	2,121	2,917	共済借入金の未払利息
(4) 未経過共済付加収入	383,979	373,235	共済付加収入の未経過分
(5) 共済未払費用	23,423	2,485	利息以外の共済事業の未払費用
(6) その他の共済事業負債	2,602	3,650	保険代理店業務の保険料受入額など
3. 経済事業負債	924,914	657,929	
(1) 経済事業未払金	546,906	540,397	取引先等に支払いしていない代金
(2) 経済受託債務	320,017	66,867	販売仮受金や購買前受金など
(3) その他の経済事業負債	57,990	50,664	経済事業の未払費用など
4. 設備借入金	2,256	—	組合の設備取得のために借入れている金
5. 雑負債	223,229	199,536	
(1) 未払法人税等	31,935	26,769	法人税、住民税等の未払額
(2) 資産除去債務	29,715	22,799	法令に基づき、有形固定資産を除去するための支払予定額
(3) その他の負債	161,578	149,966	上記以外のその他の負債額
6. 諸引当金	1,030,608	1,748,379	
(1) 賞与引当金	118,672	85,836	職員の賞与支給のための引当金
(2) 退職給付引当金	872,635	1,609,243	職員の退職金支給のための引当金
(3) 役員退職慰労引当金	33,398	46,782	役員の退職慰労金支給のための引当金
(4) ポイント引当金	4,578	4,852	ポイント未使用残高のうち将来支出されると見込まれる金額のための引当金
(5) 睡眠貯金払戻損失引当金	1,323	1,664	収益計上した睡眠貯金の払い戻しのための引当金
負債の部合計	188,853,802	187,707,587	
<b>純資産の部</b>			
1. 組合員資本	10,304,167	10,055,999	
(1) 出資金	2,052,887	2,062,987	組合員が組合に出資した金
(2) 資本準備金	7,095	7,095	合併前組合から引継いだ準備金・積立金
(3) 利益剰余金	8,250,264	7,993,397	
利益準備金	2,100,819	2,210,819	経営安定のため法令で定められた積立金
その他の利益剰余金	6,149,445	5,782,578	
特別積立金	2,151,883	2,151,883	経営安定のため定款で定めた積立金
信用事業基盤整備強化積立金	2,424,744	2,237,536	財務基盤を確立するための積立金
肥料価格安定準備金	6,227	6,227	肥料価格の年間安定を図るための積立金
教育基金	211,000	211,000	組合における教育活動を実施するための積立金
営農施設設置及び運営積立金	348,000	448,000	営農施設、事務所等を設置・運営するための積立金
宅地等供給事業運営積立金	61,070	61,070	宅地等供給事業の安定的な運営を図るための積立金
税効果調整積立金	308,679	391,325	税効果会計による積立金
当期未処分剰余金	637,839	275,535	当期剰余金＋当期首繰越剰余金＋積立金取崩額
(うち当期剰余金)	542,297	212,147	
(4) 処分未済持分(控除)	△ 6,079	△ 7,481	組合員の任意脱退により組合が譲り受けた持分
2. 評価・換算差額等	451,178	404,675	
(1) その他有価証券評価差額金	451,178	404,675	金融商品に係る時価会計に基づく差額
純資産の部合計	10,755,345	10,460,674	
負債及び純資産の部合計	199,609,148	198,168,261	



## 損益計算書

基準日 前年度：平成24年3月1日から平成25年2月28日まで  
本年度：平成25年3月1日から平成26年2月28日まで

科目	前年度	本年度	説明
1. 事業総利益	3,902,655	3,715,772	
(1) 信用事業収益	1,777,765	1,867,494	
資金運用収益	1,712,529	1,666,558	
うち預金利息	956,535	911,106	農林中金等に預けてある金の受入利息、預金奨励金
うち有価証券利息配当金	142,306	140,399	有価証券の受入利息・配当金など
うち貸出金利息	597,354	548,341	貸付金に対する受入利息
うちその他受入利息	16,333	66,811	上記以外の受入利息など
役務取引等収益	39,905	36,430	受入為替手数料など
その他事業直接収益	—	137,927	有価証券の売却益
その他経常収益	25,330	26,577	信用事業の雑収入など
(2) 信用事業費用	78,782	292,951	
資金調達費用	113,165	89,386	
うち貯金利息	106,879	84,555	貯金に対する支払利息
うち給付補填備金繰入	6,159	4,777	定期積金の支払利息相当額
うち借入金利息	38	44	日本政策金融公庫からの借入金に対する支払利息
うちその他支払利息	88	8	貸付留保金、その他の支払利息
役務取引等費用	17,015	16,636	支払為替手数料など
その他経常費用	△ 51,398	186,927	
うち貸倒引当金戻入益(控除)	△ 237,290	△ 7,861	信用事業における貸倒引当金の戻入額と繰入額との相殺した後の金額
うちその他費用	185,892	194,789	貯金の推進や奨励等に使った費用など
信用事業総利益	1,698,983	1,574,543	信用事業に係る収益と費用の差額
(3) 共済事業収益	1,012,665	968,565	
共済付加収入	972,464	941,017	共済に係る組合の付加掛金
共済貸付金利息	5,291	5,926	共済自振貸付等に対する受入利息
その他の収益	34,908	21,621	上記以外の共済事業に係る収益
(4) 共済事業費用	83,296	66,329	
共済借入金利息	5,291	5,926	共済借入金に対する支払利息
共済推進費	32,358	17,524	新契約獲得のために要した費用
その他の費用	45,645	42,878	
うち貸倒引当金繰入額	—	145	共済事業における貸倒引当金の繰入額と戻入額との相殺した後の金額
うち貸倒引当金戻入益(控除)	△ 41	—	共済事業における貸倒引当金の戻入額と繰入額との相殺した後の金額
うちその他費用	45,686	42,733	上記以外の共済事業に係る費用
共済事業総利益	929,369	902,235	共済事業に係る収益と費用の差額
(5) 購買事業収益	5,250,002	5,542,606	
購買品供給高	5,077,435	5,391,184	購買品の供給金額
購買手数料	25,582	22,185	葬祭等の収入など
その他の収益	146,985	129,235	上記以外の購買事業に係る収益
(6) 購買事業費用	4,685,724	4,968,760	
購買品供給原価	4,463,277	4,742,535	購買品の受入金額
購買品供給費	3,836	3,855	配送運賃・配達労務費など
その他費用	218,610	222,370	
うち貸倒引当金繰入額	—	887	購買事業における貸倒引当金の繰入額と戻入額との相殺した後の金額
うち貸倒引当金戻入益(控除)	△ 13,118	—	購買事業における貸倒引当金の戻入額と繰入額との相殺した後の金額
うちその他費用	231,729	221,482	上記以外の購買事業に係る費用
購買事業総利益	564,278	573,845	購買事業に係る収益と費用の差額
(7) 販売事業収益	691,226	722,312	
販売手数料	426,351	416,136	販売事業の受入手数料
その他の収益	264,874	306,175	上記以外の販売事業に係る収益
(8) 販売事業費用	368,992	401,633	
うち貸倒引当金繰入額	651	—	販売事業における貸倒引当金の繰入額と戻入額との相殺した後の金額
うち貸倒引当金戻入益(控除)	—	△ 971	販売事業における貸倒引当金の戻入額と繰入額との相殺した後の金額
うちその他費用	368,340	402,605	上記以外の販売事業に係る費用
販売事業総利益	322,234	320,678	販売事業に係る収益と費用の差額
(9) 農業倉庫事業収益	47,795	56,328	米麦の保管料など
(10) 農業倉庫事業費用	14,171	19,731	倉庫の集約保管経費や材料費など
農業倉庫事業総利益	33,624	36,597	農業倉庫事業に係る収益と費用の差額
(11) 加工事業収益	7,854	7,291	加工事業の受入料金など
(12) 加工事業費用	4,675	4,492	加工事業の諸経費
加工事業総利益	3,179	2,799	加工事業に係る収益と費用の差額

(単位：千円)

科目	前年度	本年度	説明
(13) 利用事業収益	558,581	523,875	利用事業の受入料金など
共同乾燥施設収益	300,842	271,953	
その他利用収益	257,739	251,922	
(14) 利用事業費用	232,916	261,974	利用事業の諸経費
共同乾燥施設費用	123,351	130,767	
その他利用費用	109,565	131,207	
利用事業総利益	325,665	261,901	利用事業に係る収益と費用の差額
(15) 宅地等供給事業収益	21,984	22,620	宅地等供給事業のあっせん手数料など
(16) 宅地等供給事業費用	13,643	7,907	宅地等供給事業に要した費用
宅地等供給事業総利益	8,341	14,713	宅地等供給事業に係る収益と費用の差額
(17) 農用地利用調整事業収益	1,907	1,931	農用地利用調整事業の受入手数料など
(18) 農用地利用調整事業費用	1,823	1,891	農用地利用調整事業に要した費用
農用地利用調整事業総利益	84	39	農用地利用調整事業に係る収益と費用の差額
(19) 福祉事業収益	68,454	72,564	福祉事業の受入手数料など
(20) 福祉事業費用	16,495	15,172	福祉事業に要した費用
福祉事業総利益	51,959	57,392	福祉事業に係る収益と費用の差額
(21) 指導事業収入	9,810	10,249	市町の補助金など
(22) 指導事業支出	44,874	39,223	営農指導、生活活動、農政活動等に要した費用
指導事業収支差額	△ 35,064	△ 28,974	指導事業に係る収入と支出の差額
2. 事業管理費	3,455,057	3,575,376	
(1) 人件費	2,404,876	2,536,880	役員報酬や職員の給料手当など
(2) 業務費	227,543	224,848	会議費、通信費、消耗品費、旅費など
(3) 諸税負担金	135,802	130,670	租税公課、支払賦課金、分担金など
(4) 施設費	668,850	665,524	減価償却費、修繕費、保険料、水道・光熱費など
(5) その他事業管理費	17,984	17,452	上記以外の諸費用
事業利益	447,598	140,395	事業総利益－事業管理費
3. 事業外収益	153,708	255,044	
(1) 受取雑利息	3,530	4,134	信用・共済事業以外の利息の受入額
(2) 受取出資配当金	89,143	160,428	外部出資に対する配当金の受入額
(3) 賃貸料	41,006	45,712	土地・建物などの賃貸料
(4) 貸倒引当金戻入益	24	—	事業外の貸倒引当金の戻入額と繰入額との相殺した後の金額
(5) 償却債権取立益	4,687	3,625	前期以前に貸倒処理等をした債権について回収した額
(6) 雑収入	15,316	41,143	上記以外の諸収益
4. 事業外費用	63,149	40,564	
(1) 寄付金	1,342	1,565	寄付金として支払った額
(2) 賃貸費用	21,681	27,500	賃貸施設に係る固定資産税と減価償却費
(3) 雑損失	40,126	11,497	上記以外の諸費用、遊休資産の減価償却費など
経常利益	538,157	354,875	事業利益＋事業外収益－事業外費用
5. 特別利益	41,491	141,670	
(1) 固定資産処分益	20,460	12,041	固定資産の処分利益
(2) 一般補助金	14,283	126,569	国・県等からの補助金
(3) 原発事故補償金	6,748	—	原発事故の補償金受入
(4) その他の特別利益	—	3,060	上記以外の諸利益
6. 特別損失	70,232	140,312	
(1) 固定資産処分損	18,421	12,366	固定資産の処分損失
(2) 固定資産圧縮損	14,089	126,569	固定資産を圧縮処理した額
(3) 減損損失	36,333	1,377	固定資産の減損処理額
(4) 震災に係る損失	1,388	—	東日本大震災に係る修繕費、原発事故の補償金支払等
税引前当期利益	509,415	356,233	経常利益＋特別利益－特別損失
法人税・住民税及び事業税	49,764	57,606	未払法人税等の当期計上額
過年度法人税等修正税額	—	9,530	過年度に係る法人税等納付額
法人税等調整額	△ 82,645	76,949	本年度の前払い法人税等の調整額
法人税等合計	△ 32,881	144,086	
当期剰余金	542,297	212,147	当期の協同活動から生じた剰余金
当期首繰越剰余金	90,129	164,446	当期首に繰越された剰余金
遡及処理による累積的影響額	—	△ 438,521	
遡及処理後当期首繰越剰余金	—	△ 274,075	
信用事業基盤整備強化積立金取崩額	—	337,463	信用事業基盤整備強化積立金からの取崩額
宅地等供給事業運営積立金取崩額	5,412	—	宅地等供給事業運営積立金からの取崩額
当期末処分剰余金	637,839	275,535	当期剰余金＋(遡及処理後)当期首繰越剰余金＋積立金取崩額

前年度	本年度
-----	-----

継続組合の前提に関する注記

<p>継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。</p>	<p>継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。</p>
---	---

重要な会計方針に係る事項に関する注記

<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他の有価証券</p> <p style="padding-left: 20px;">・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p style="padding-left: 20px;">・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 購買品(施設資材・生活物資の一部以外)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. 購買品(施設資材・生活物資の一部)・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>ウ. 宅地等・・・個別法による低価法</p> <p>エ. その他の棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>・建物(建物附属設備を除く)</p> <p>ア. 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっています。</p> <p>イ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法によっています。</p> <p>ウ. 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっています。</p> <p>・建物(建物附属設備を除く)以外</p> <p>ア. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっています。</p> <p>イ. 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっています。</p> <p>なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>ア. 破綻先債権および実質破綻先債権</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額の合計額と、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p>	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券</p> <p>ア. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他の有価証券</p> <p style="padding-left: 20px;">・時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p style="padding-left: 20px;">・時価のないもの・・・移動平均法による原価法</p> <p>②棚卸資産</p> <p>ア. 購買品(施設資材・生活物資の一部以外)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. 購買品(施設資材・生活物資の一部)・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>ウ. 宅地等・・・個別法による低価法</p> <p>エ. その他の棚卸資産・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>ア. 破綻先債権および実質破綻先債権</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額の合計額と、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p>
---	---

前年度	本年度																								
<p>イ. 破綻懸念先債権</p> <p>a 与信額が5,000千円を超える債務者に対する債権は、担保の処分可能見込額並びに保証による回収可能見込額、および債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、これらの合計額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p> <p>b 与信額が5,000千円以下の債務者に対する債権は、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき算出した金額を、貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p> <p>ウ. 上記ア、イ以外の債務者に対する債権</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、予想損失率で算定した金額と租税特別措置法第57条の10により算定した金額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>なお、上記の債務者の定義は以下の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債務者区分</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正常先</td> <td>業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</td> </tr> <tr> <td>要注意先</td> <td>金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</td> </tr> <tr> <td>破綻懸念先</td> <td>現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。</td> </tr> <tr> <td>実質破綻先</td> <td>法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。</td> </tr> <tr> <td>破綻先</td> <td>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。</td> </tr> </tbody> </table>	債務者区分	定 義	正常先	業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。	要注意先	金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。	破綻懸念先	現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破綻先	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。	<p>イ. 破綻懸念先債権</p> <p>a 与信額が5,000千円を超える債務者に対する債権は、担保の処分可能見込額並びに保証による回収可能見込額、および債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、これらの合計額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p> <p>b 与信額が5,000千円以下の債務者に対する債権は、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき算出した金額を、貸倒引当金とする方法により引き当てています。</p> <p>ウ. 上記ア、イ以外の債務者に対する債権</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、予想損失率で算定した金額と租税特別措置法第57条の9により算定した金額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。</p> <p>なお、上記の債務者の定義は以下の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債務者区分</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正常先</td> <td>業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。</td> </tr> <tr> <td>要注意先</td> <td>金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。</td> </tr> <tr> <td>破綻懸念先</td> <td>現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。</td> </tr> <tr> <td>実質破綻先</td> <td>法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。</td> </tr> <tr> <td>破綻先</td> <td>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。</td> </tr> </tbody> </table>	債務者区分	定 義	正常先	業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。	要注意先	金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。	破綻懸念先	現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破綻先	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。
債務者区分	定 義																								
正常先	業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。																								
要注意先	金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。																								
破綻懸念先	現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。																								
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。																								
破綻先	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。																								
債務者区分	定 義																								
正常先	業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。																								
要注意先	金利減免・棚上げなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。																								
破綻懸念先	現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。																								
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者。																								
破綻先	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者。																								
<p>②外部出資等損失引当金</p> <p>外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>③賞与引当金</p> <p>職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>④退職給付引当金</p> <p>将来の退職給付債務支給額のうち、当期までに発生していると認められる額を基礎として計上しています。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌期から費用処理することとしています。</p> <p>⑤役員退任給与引当金</p> <p>役員の退任給与金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑥ポイント引当金</p> <p>総合ポイント制度による利用者へのメリットの還元に備えるため、当期末において必要な額を計上しています。</p> <p>⑦睡眠貯金払戻損失引当金</p> <p>利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p>	<p>②外部出資等損失引当金</p> <p>外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>③賞与引当金</p> <p>職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>④退職給付引当金</p> <p>将来の退職給付債務支給額のうち、当期までに発生していると認められる額を基礎として計上しています。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌期から費用処理することとしています。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退任給与金の支払いに備えるため、役員退任給与金積立・支給規程に定めるところに従って期末要支給額を計上しています。</p> <p>⑥ポイント引当金</p> <p>総合ポイント制度による利用者へのメリットの還元に備えるため、当期末において必要な額を計上しています。</p> <p>⑦睡眠貯金払戻損失引当金</p> <p>利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p>																								



前年度	本年度
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>

## 会計方針の変更に関する注記

<p>棚卸資産の評価方法 従来、購買品の評価方法は最終仕入原価法によっていましたが、在庫金額を適切に評価し、期間損益をより適正に表示するため、当事業年度より施設資材・生活物資の一部以外の購買品は総平均法、施設資材・生活物資の一部は売価還元法に変更しました。この変更による影響は軽微です。</p>	<p>1. 減価償却方法の変更 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。</p>
---	---

## 表示方法の変更に関する注記

<p>賃貸施設に係る固定資産税等 従来、賃貸施設に係る減価償却費（前事業年度17,414千円）および固定資産税（前事業年度5,524千円）は事業管理費に計上していましたが、当事業年度より事業外費用の「賃貸費用」として計上することとしました。</p>	<p>該当する事項はありません。</p>
--	----------------------

## 会計上の見積もりの変更に関する注記

<p>該当する事項はありません。</p>	<p>該当する事項はありません。</p>
----------------------	----------------------

## 誤謬の訂正に関する注記

<p>該当する事項はありません。</p>	<p>退職給付引当金は退職給付債務に基づき計上していますが、退職給付債務の算定にあたり、将来発生する退職金の見積もりに誤りがありました。この誤謬の訂正を行った結果、当期首における純資産額は438,521千円減少しています。</p>
----------------------	---

## 追加情報

<p>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用から控除しており、「償却債権取立益」及び雑資産に係る「貸倒引当金戻入益」は事業外収益に計上しています。</p>	<p>該当する事項はありません。</p>
--	----------------------

## 貸借対照表に関する注記

<p>1. 圧縮記帳額 土地収用法の適用を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,137,306千円であり、その内訳は次のとおりです</p> <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>6,695千円</td> <td>建物</td> <td>1,038,034千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1,166,402千円</td> <td>機械装置</td> <td>893,126千円</td> </tr> <tr> <td>車両・運搬具</td> <td>12,766千円</td> <td>器具・備品</td> <td>20,282千円</td> </tr> </table>	土地	6,695千円	建物	1,038,034千円	構築物	1,166,402千円	機械装置	893,126千円	車両・運搬具	12,766千円	器具・備品	20,282千円	<p>1. 圧縮記帳額 土地収用法の適用を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,212,733千円であり、その内訳は次のとおりです</p> <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>6,695千円</td> <td>建物</td> <td>1,053,793千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1,119,764千円</td> <td>機械装置</td> <td>988,094千円</td> </tr> <tr> <td>車両・運搬具</td> <td>12,766千円</td> <td>器具・備品</td> <td>31,620千円</td> </tr> </table>	土地	6,695千円	建物	1,053,793千円	構築物	1,119,764千円	機械装置	988,094千円	車両・運搬具	12,766千円	器具・備品	31,620千円
土地	6,695千円	建物	1,038,034千円																						
構築物	1,166,402千円	機械装置	893,126千円																						
車両・運搬具	12,766千円	器具・備品	20,282千円																						
土地	6,695千円	建物	1,053,793千円																						
構築物	1,119,764千円	機械装置	988,094千円																						
車両・運搬具	12,766千円	器具・備品	31,620千円																						



前年度	本年度																																				
<p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。 担保に供している資産 預金 4,700,000千円 担保資産に対応する債務 為替決済に係る債務(上限) 4,700,000千円 上記のほか、J Aバンク基本方針に定める相互援助預託基準に基づき、預金18,500,000千円を差し入れています。</p> <p>3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額 金銭債権の総額 93,229千円 金銭債務の総額 30,506千円</p> <p>4. 理事および監事に対する金銭債権・債務の額 金銭債権の総額 -千円 金銭債務の総額 -千円</p> <p>5. 貸出金のうち破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権残高(元金)</p>	<p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。 担保に供している資産 預金 4,701,300千円 担保資産に対応する債務 為替決済に係る債務(上限) 4,700,000千円 公金等取扱に係る決済保証金 1,300千円 上記のほか、J Aバンク基本方針に定める相互援助預託基準に基づき、預金18,500,000千円を差し入れています。</p> <p>3. 子会社等に対する金銭債権・債務の額 金銭債権の総額 43,510千円 金銭債務の総額 37,322千円</p> <p>4. 理事および監事に対する金銭債権・債務の額 金銭債権の総額 -千円 金銭債務の総額 -千円</p> <p>5. 貸出金のうち破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権残高(元金)</p>																																				
単位：千円	単位：千円																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権額 (A)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額 (B)</td> <td>483,867</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権額 (C)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額 (D)</td> <td>210,849</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)</td> <td>694,717</td> </tr> <tr> <td>担保・保証付債権額 (F)</td> <td>298,370</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金(個別評価分) (G)</td> <td>190,378</td> </tr> <tr> <td>担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)</td> <td>205,967</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	破綻先債権額 (A)	-	延滞債権額 (B)	483,867	3か月以上延滞債権額 (C)	-	貸出条件緩和債権額 (D)	210,849	リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)	694,717	担保・保証付債権額 (F)	298,370	貸倒引当金(個別評価分) (G)	190,378	担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)	205,967	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権額 (A)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額 (B)</td> <td>399,249</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権額 (C)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額 (D)</td> <td>42,395</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)</td> <td>441,645</td> </tr> <tr> <td>担保・保証付債権額 (F)</td> <td>218,260</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金(個別評価分) (G)</td> <td>191,641</td> </tr> <tr> <td>担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)</td> <td>31,743</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	破綻先債権額 (A)	-	延滞債権額 (B)	399,249	3か月以上延滞債権額 (C)	-	貸出条件緩和債権額 (D)	42,395	リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)	441,645	担保・保証付債権額 (F)	218,260	貸倒引当金(個別評価分) (G)	191,641	担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)	31,743
区 分	金 額																																				
破綻先債権額 (A)	-																																				
延滞債権額 (B)	483,867																																				
3か月以上延滞債権額 (C)	-																																				
貸出条件緩和債権額 (D)	210,849																																				
リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)	694,717																																				
担保・保証付債権額 (F)	298,370																																				
貸倒引当金(個別評価分) (G)	190,378																																				
担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)	205,967																																				
区 分	金 額																																				
破綻先債権額 (A)	-																																				
延滞債権額 (B)	399,249																																				
3か月以上延滞債権額 (C)	-																																				
貸出条件緩和債権額 (D)	42,395																																				
リスク管理債権額 (E=A+B+C+D)	441,645																																				
担保・保証付債権額 (F)	218,260																																				
貸倒引当金(個別評価分) (G)	191,641																																				
担保・保証等控除債権額 (H=E-F-G)	31,743																																				
<p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 上記1～4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 上記1～4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>																																				

#### 損益計算書に関する注記

<p>1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額</p> <p>①子会社等との取引による収益総額 9,426千円 うち事業取引高 9,426千円</p> <p>②子会社等との取引による費用総額 18,238千円 うち事業取引高 18,238千円</p> <p>2. 減損会計適用による固定資産の減損損失 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び貸貸固定資産については各固定資産をグループ</p>	<p>1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額</p> <p>①子会社等との取引による収益総額 21,806千円 うち事業取引高 21,806千円</p> <p>②子会社等との取引による費用総額 17,648千円 うち事業取引高 17,648千円</p> <p>2. 減損会計適用による固定資産の減損損失 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び貸貸固定資産については各固定資産をグループ</p>
---	---

前年度					本年度				
<p>ングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p>					<p>ングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識いたしました。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p>				
区分	資産名 場所	減損損失の 認識に至った 経緯	種類毎の 減損損失額	回収可能価 額の内容	区分	資産名 場所	減損損失の 認識に至った 経緯	種類毎の 減損損失額	回収可能価 額の内容
遊休資産	旧静和支店	資産グループが遊休状態となり将来の用途が定まっていない	(建物) 9,288	正味売却額を採用	遊休資産	旧静和支店	資産グループが遊休状態となり将来の用途が定まっていない	(建物) 1,363	正味売却額を採用
	岩舟町大字静和					(器具備品) 14			
遊休資産	旧小野寺支店	資産グループが遊休状態となり、25年度中に売却予定のため	(建物) 24,736 (構築物) 6 (その他) 2,271 36	正味売却額を採用	遊休資産	岩舟町大字小野寺		合計 1,377	
	岩舟町大字小野寺								

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債など有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針

前年度	本年度
-----	-----

を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的  
に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま  
す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員  
会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っ  
ています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が  
適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量  
の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目  
的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数  
である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、  
貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券  
及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期  
末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の  
変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析  
に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当  
事業年度末現在、指標となる金利が0.55%上昇したものと想  
定した場合には、経済価値が526,163千円減少するものと把握して  
います。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提  
としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮してい  
ません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場  
合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達につ  
いて月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め  
ています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を  
行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性  
(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検  
討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価  
格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算  
定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれていま  
す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用して  
いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な  
ることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差  
額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの  
については、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	140,729,779	140,495,226	△234,552
有価証券			
満期保有目的の債券	1,999,906	2,007,150	7,244
その他有価証券	10,777,192	10,777,192	
貸出金	26,896,143		
貸倒引当金	△281,747		
貸倒引当金控除後	26,614,395	27,922,912	1,308,516
資産計	180,121,273	181,202,481	1,081,207
貯金	184,480,421	184,293,047	△187,374
負債計	184,480,421	184,293,047	△187,374

(注) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員  
厚生貸付金11,421千円を含めています。貸倒引当金は、一般  
貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

### ②金融商品の時価の算定方法

#### ア. 資産

##### a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似してい  
ることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金

を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的  
に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま  
す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員  
会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っ  
ています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が  
適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量  
の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目  
的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数  
である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、  
貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券  
及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期  
末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の  
変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析  
に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当  
事業年度末現在、指標となる金利が0.55%上昇したものと想  
定した場合には、経済価値が426,142千円減少するものと把握  
しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提  
としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮してい  
ません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場  
合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達につ  
いて月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努め  
ています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を  
行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性  
(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検  
討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価  
格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算  
定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれていま  
す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用して  
いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な  
ることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差  
額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの  
については、次表には含めず③に記載しています。

単位：千円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	140,799,375	140,623,434	△175,941
有価証券			
満期保有目的の債券	1,500,000	1,510,500	10,500
その他有価証券	11,657,755	11,657,755	
貸出金	25,148,621		
貸倒引当金	△273,946		
貸倒引当金控除後	24,874,674	25,987,773	1,113,098
資産計	178,831,805	179,779,462	947,657
貯金	183,585,802	183,446,204	△139,598
負債計	183,585,802	183,446,204	△139,598

(注) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員  
厚生貸付金19,532千円を含めています。貸倒引当金は、一般  
貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

### ②金融商品の時価の算定方法

#### ア. 資産

##### a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似してい  
ることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金

前年度	本年度
-----	-----

については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**b 有価証券**

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

**c 貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

**イ. 負債**

**a 貯金**

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難な金融商品

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	9,707,850
外部出資等損失引当金	△30,670
外部出資(引当金控除後)	9,677,180

**④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	140,729,779	-	-	-	-	-
有価証券	499,906	-	-	1,500,000	-	-
満期保有目的の証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	-	-	529,710	3,219,225	7,028,257
貸出金	3,049,865	2,228,880	1,928,870	1,615,657	1,443,715	16,235,018
合計	144,279,550	2,228,880	1,928,870	3,645,367	4,662,940	23,263,275

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越410,026千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等382,713千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

**⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額**

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	166,697,259	8,256,881	7,897,582	672,972	951,750	3,975

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**b 有価証券**

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

**c 貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

**イ. 負債**

**a 貯金**

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③時価を把握することが極めて困難な金融商品

単位：千円

	貸借対照表計上額
外部出資	9,686,630
外部出資等損失引当金	△3,500
外部出資(引当金控除後)	9,683,130

**④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	140,799,375	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	1,500,000	-	-	-
満期保有目的の証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	-	500,000	2,000,000	1,500,000	7,000,000
貸出金	2,910,400	1,917,203	1,682,993	1,510,620	3,914,661	12,861,034
合計	143,709,775	1,917,203	3,682,993	3,510,620	5,414,661	19,861,034

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越380,684千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等332,174千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

**⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額**

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	165,545,246	9,753,765	6,217,172	960,524	1,103,564	5,529

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

**有価証券に関する注記**

**1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項**

**① 満期保有目的の債券で時価のあるもの**

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

**1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項**

**① 満期保有目的の債券で時価のあるもの**

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。



前年度					本年度				
単位：千円					単位：千円				
		貸借対照表計上額	時価	評価差額			貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,500,000	1,505,000	5,000	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,500,000	1,510,500	10,500
	地方債	—	—	—		地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—		政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—		金融債	—	—	—
	社債	499,906	502,150	2,243		社債	—	—	—
	小計	1,999,906	2,007,150	7,243		小計	1,500,000	1,510,500	10,500
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—		地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—		政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—		金融債	—	—	—
	社債	—	—	—		社債	—	—	—
	小計	—	—	—		小計	—	—	—
合計		1,999,906	2,007,150	7,243	合計		1,500,000	1,510,500	10,500

② その他有価証券で時価のあるもの  
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円				
		取得原価又は償却減価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えるもの	国債	10,154,017	10,777,192	623,174
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	10,154,017	10,777,192	623,174
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,154,017	10,777,192	623,174

なお、上記差額合計から繰延税金負債171,996千円を差し引いた額451,178千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券  
該当する事項はありません。

② その他有価証券で時価のあるもの  
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：千円				
		取得原価又は償却減価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えるもの	国債	11,098,811	11,657,755	558,943
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	11,098,811	11,657,755	558,943
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,098,811	11,657,755	558,943

なお、上記差額合計から繰延税金負債154,268千円を差し引いた額404,675千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券  
その他有価証券

単位：千円			
	売却額	売却益	売却損
国債	2,201,948	137,927	—

### 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度  
職員の退職給付金に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、全国農業協同組合役職員共済会に退職給付金が1,405,864千円あり、今年度、退職給付掛金65,713千円を厚生費に計上しています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	(A)	1,258,333千円
未認識過去勤務債務	(B)	2,462千円
未認識数理計算上の差異	(C)	<u>△388,160千円</u>
退職給付引当金	(D = A + B + C)	872,635千円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	(a)	47,561千円
利息費用	(b)	15,528千円
数理計算上の差異の費用処理額	(c)	10,147千円
過去勤務債務の費用処理額	(d)	<u>△1,229千円</u>
退職給付費用	(e = a + b + c + d)	72,007千円

④ 退職給付債務等の計算基礎

ア. 割引率： 1.177%

イ. 退職給付見込額の期間配分法： 期間定額基準

ウ. 過去勤務債務の処理年数： 9年

エ. 数理計算上の差異の処理年数： 14年

1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度  
職員の退職給付金に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会に退職給付金が1,415,803千円あり、今年度、退職給付掛金65,416千円を厚生費に計上しています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	(A)	1,949,286千円
未認識過去勤務債務	(B)	1,233千円
未認識数理計算上の差異	(C)	<u>△341,276千円</u>
退職給付引当金	(D = A + B + C)	1,609,243千円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	(a)	76,247千円
利息費用	(b)	21,992千円
数理計算上の差異の費用処理額	(c)	91,731千円
過去勤務債務の費用処理額	(d)	<u>△1,229千円</u>
退職給付費用	(e = a + b + c + d)	188,741千円

④ 退職給付債務等の計算基礎

ア. 割引率： 0.768%

イ. 退職給付見込額の期間配分法： 期間定額基準

ウ. 過去勤務債務の処理年数： 9年

エ. 数理計算上の差異の処理年数： 12年

前年度	本年度
	<p>(追加情報)</p> <p>24年度末までの発生分については、翌事業年度から14年で費用処理することとしていましたが、25年度末時点で平均残存勤務期間を算出したところ12年となりましたので、これまでに発生した数理計算上の差異のうち未償却分を12年基準で費用処理します。</p> <p>また、この変更の結果、従来の方で費用処理した場合と比較して、26年度の退職給付費用は1,238千円増加することとなります。</p>
<p>2. 特例業務負担金</p> <p>人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32,047千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、495,068千円となっています。</p>	<p>2. 特例業務負担金</p> <p>人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32,967千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、496,743千円となっています。</p>

**税効果会計に関する注記**

前年度	本年度
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生時の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
賞与引当金損金算入限度超過額	賞与引当金
未払事業税否認	未払事業税否認
退職給付引当金損金算入限度超過額	退職給付引当金
固定資産評価損・減損損失超過額	減損損失超過額
貸付利息未計上否認額	貸付利息未計上否認額
棚卸地地価評価損	棚卸地地価評価損
無形固定資産減価償却超過	無形固定資産減価償却超過
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額(回収懸念額)	評価性引当額(回収懸念額)
繰延税金資産合計(a)	繰延税金資産合計(a)
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
全農外部出資評価益(合併交付金)	全農外部出資評価益(合併交付金)
固定資産過大計上額(資産除去債務)	固定資産過大計上額(資産除去債務)
繰延税金負債合計(b)	繰延税金負債合計(b)
繰延税金資産の純額(a+b)	繰延税金資産の純額(a+b)
②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳	
法定実効税率(調整)	法定実効税率(調整)
交際費等永久に損金に算入できない項目	交際費等永久に損金に算入できない項目
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	受取配当金等永久に益金に算入できない項目
住民税均等割等	住民税均等割等
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

**賃貸等不動産に関する注記**

注記すべき事項はありません。	注記すべき事項はありません。
----------------	----------------

**合併に関する注記**

該当する事項はありません。	該当する事項はありません。
---------------	---------------

**重要な後発事象に関する注記**

該当する事項はありません。	該当する事項はありません。
---------------	---------------



前年度	本年度
-----	-----

その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、旧大平東支店、旧藤岡南支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター及び藤岡支店の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター及び藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

また、旧大平東支店、旧藤岡南支店について、過去に減損処理を行ったため、全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	29,581千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	133千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
期末残高	29,715千円

(注)「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成23年3月25日)を適用したことによる期首時点における残高です。

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他6カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他13カ所	下都賀郡壬生町 他
農業倉庫	藤岡地区南山倉庫敷地 他4カ所	栃木市藤岡町 他

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の栃木西支店、旧大平東支店は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、藤岡地区営農経済センター及び藤岡支店の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、栃木西支店について、支出までの見込期間は38年、割引率は1.3%を採用し、藤岡地区営農経済センター及び藤岡支店の一部について、支出までの見込期間は40年、割引率は2.2%を採用しています。

また、旧大平東支店について、過去に減損処理を行ったため、全額を見積もりしています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	29,715千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	135千円
資産除去債務の履行による減少額	7,050千円
期末残高	22,799千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、下記は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

種別	使用目的	所在地
集荷所	栃木地区青果物集荷所敷地 他6カ所	栃木市大宮町 他
事務所	壬生支店敷地 他13カ所	下都賀郡壬生町 他
農業倉庫	藤岡地区南山倉庫敷地 他4カ所	栃木市藤岡町 他

剰余金処分計算書

(単位：円)

	24年度		25年度	
	金額	合計	金額	合計
1. 当期末処分剰余金		637,839,767		275,535,358
2. 任意積立金取崩額		5,412,810		—
宅地等供給事業運営積立金	5,412,810		—	
税効果調整積立金	—		—	
3. 剰余金処分額		473,393,682		167,670,303
(1) 利益準備金	110,000,000		43,000,000	
(2) 任意積立金				
信用事業基盤整備強化積立金	150,255,777		—	
営農施設設置及び運営積立金	100,000,000		—	
税効果調整積立金	82,645,934		94,061,851	
(3) 出資配当金	30,491,971		30,608,452	
4. 次期繰越剰余金		164,446,085		107,865,055

- (注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。  
 平成24年度 年 1.5%の割合  
 平成25年度 年 1.5%の割合
2. 次期繰越剰余金には、教育情報資金が含まれています。  
 平成24年度 30,000,000円  
 平成25年度 20,000,000円
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 各事業年度末貯金残高×1.5/1,000 (取崩基準) 信用事業の改善発展のための支出は、信用事業の機械情報化・サービスの充実及び金融ビックバン等への諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	肥料価格の年間安定を図るため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額 (面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき、取崩す。
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 組合員一人当たり50,000円を目標とする。 (取崩基準) 積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額を取崩す。
営農施設設置及び運営積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 10億円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合及び事業を廃止したときは全額を取崩す。
宅地等供給事業運営積立金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため。	(積立目標額) 転用相当農地等の売渡しの事業により生じた利益について、実施規程の定めるところに従い積み立てる。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額を取崩す。
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払い分）について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩す。

## 確 認 書

- 1 私は、当JAの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年5月21日

下野農業協同組合

代表理事組合長

神永信男 

キャッシュ・フロー計算書（単体・間接）

	24年度 自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	25年度 自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	509,415,735	346,702,939
減価償却費	294,215,407	277,010,637
減損損失	36,333,107	1,377,549
貸倒引当金の増加額	-267,354,841	-7,789,584
賞与引当金の増加額	-9,018,190	-32,836,291
退職給付引当金の増加額	-60,512,105	140,459,633
その他引当金等の増加額	-710,262	614,506
信用事業資金運用収益	-1,711,257,451	-1,673,491,860
信用事業資金調達費用	113,165,686	89,386,838
共済貸付金利息	-5,291,981	-5,926,983
共済借入金利息	5,291,981	5,926,983
受取雑利息及び受取出資配当金	-92,940,260	-164,878,225
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	-1,272,202	-130,994,706
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	-2,038,352	325,300
外部出資関係損益	0	0
資産除去債務関係費用	133,867	-6,915,147
未収法人税等還付額	0	-1,922,978
 (信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	2,067,221,626	1,755,632,252
預金の純増減	3,500,000,000	-4,000,000,000
貯金の純増減	-1,905,499,310	-894,618,969
信用事業借入金の純増減	1,559,616	-20,928,791
その他信用事業資産の増減	79,270,884	46,466,956
その他信用事業負債の増減	21,384,430	7,286,041
 (共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	1,738,362	-43,091,634
共済借入金の純増減	-1,738,362	43,091,634
共済資金の純増減	747,376,267	-650,218,884
その他共済事業資産の増減	-3,496,882	7,308,746
その他共済事業負債の増減	-24,960,376	-30,633,972
 (経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	256,439,819	-139,897,613
経済受託債権の純増減	-173,874,338	239,486,304
棚卸資産の純増減	-33,817,768	-15,449,705
支払手形及び経済事業未払金の純増減	52,176,301	-6,509,232
経済受託債務の純増減	-87,185,255	-253,149,657
その他経済事業資産の増減	-200,057	-2,628,586
その他経済事業負債の増減	-130,840	163,630

(単位：円)

	24年度 自平成24年3月1日 至平成25年2月28日	25年度 自平成25年3月1日 至平成26年2月28日
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	111,786,599	58,462,535
その他負債の増減	58,656,985	-19,102,124
未払消費税の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	1,717,042,501	1,690,749,900
信用事業資金調達による支出	-172,295,903	-114,644,115
共済貸付金利息による収入	5,725,419	5,131,601
共済借入金利息による支出	-5,725,419	-5,131,601
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
小計	5,019,614,438	-3,505,097,481
雑利息及び出資配当金の受取額	92,940,260	164,878,225
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	-77,036,530	-62,772,391
法人税等の還付額	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,035,518,168	-3,403,070,839
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-2,159,321,596	-3,153,675,000
有価証券の売却等による収入	0	2,339,876,000
有価証券の償還による収入	0	499,906,512
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	-182,407,935	-639,444,795
固定資産の売却による収入	66,405,320	273,317,532
補助金の受入による収入	14,283,000	126,569,000
外部出資による支出	-10,550,000	-6,130,000
外部出資の売却等による収入	0	180,000
資産除去債務履行による支出	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,271,591,211	-559,400,751
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	-5,666,000	-2,256,000
出資の増額による収入	29,612,000	31,745,000
出資の払戻しによる支出	-19,010,000	-21,645,000
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	-6,109,000	-7,481,000
持分の譲渡による収入	7,343,000	6,079,000
出資配当金の支払額	-40,419,245	-30,491,971
財務活動によるキャッシュ・フロー	-34,249,245	-24,049,971
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	2,729,677,712	-3,984,598,583
6 現金及び現金同等物の期首残高	5,577,733,185	8,307,410,897
7 現金及び現金同等物の期末残高	8,307,410,897	4,322,812,314

部門別損益計算書

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,795,840	1,867,494	968,565	4,562,543	2,387,794	9,443	
事業費用②	6,080,068	292,951	66,329	3,623,980	2,060,807	35,999	
事業総利益③ (①-②)	3,715,772	1,574,543	902,235	938,562	326,987	△26,555	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	3,575,376 (277,010) (2,536,880)	1,010,943 (20,454) (712,908)	713,192 (12,730) (602,898)	1,118,094 (223,742) (651,580)	442,702 (16,952) (324,374)	290,444 (3,130) (245,118)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		212,472 (5,508) (143,265)	126,155 (3,270) (85,063)	219,112 (5,680) (147,742)	73,037 (1,893) (49,247)	33,198 (860) (22,385)	△663,976 (△17,213) (△447,703)
事業利益⑧ (③-④)	140,395	563,599	189,042	△179,531	△115,714	△317,000	
事業外収益⑨	255,044	146,059	48,362	43,945	12,385	4,292	
うち共通分⑩		27,469	16,309	28,327	9,442	4,292	△85,842
事業外費用⑪	40,564	12,918	7,257	12,878	5,442	2,068	
うち共通分⑫		12,053	7,156	12,430	4,143	1,883	△37,668
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	354,875	696,740	230,147	△148,464	△108,771	△314,776	
特別利益⑭	141,670	45,334	26,917	46,751	15,583	7,083	
うち共通分⑮		45,334	26,917	46,751	15,583	7,083	△141,670
特別損失⑯	140,312	45,148	27,086	45,848	15,282	6,946	
うち共通分⑰		44,459	26,397	45,848	15,282	6,946	△138,935
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	356,233	696,927	229,978	△147,562	△108,470	△314,639	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	314,639	-	△314,639	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	356,233	696,927	229,978	△462,202	△108,470		

- (注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等  
 (1) 共通管理費等  
 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値  
 (2) 営農指導事業  
 農業関連事業に全額を配賦  
 2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	32.0%	19.0%	33.0%	11.0%	5.0%	100.0%
営農指導事業	-	-	100.0%	-	-	100.0%



予算統制の状況

(単位：千円)

区分		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引(c - d)
事業管理費		3,470,000	—	3,470,000	3,575,376	△105,376
営農 指導 事業	収入 a	9,200	—	9,200	9,443	△243
	支出 b	41,700	—	41,700	35,999	5,700
	差引(a - b)	△32,500	—	△32,500	△26,555	△5,944

専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益 a (⑬の額)	696,740	230,147	△148,464	△108,771	△314,776
減価償却費 b (⑤-⑦)	14,945	9,460	218,062	15,059	2,269
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	197,056	117,002	203,214	67,738	30,790
専属事業損益 a + b + c	908,743	356,610	272,811	△25,974	△281,716

部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通資産
事業別の総資産	198,168,261	188,459,821	2,414,740	4,582,170	815,123	58,060	1,838,345
総資産 (共通資産配賦後)	198,168,261	189,048,092	2,764,026	5,188,824	1,017,341	149,977	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準  
共通管理費の配賦基準を準用

## Ⅱ. 損益の状況

### 主な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収益（事業収益）	9,919	9,723	9,710	9,448	<b>9,795</b>
信用事業収益	2,366	2,211	1,995	1,777	<b>1,867</b>
共済事業収益	1,092	1,003	1,031	1,012	<b>968</b>
農業関連事業収益	4,022	3,982	4,227	4,258	<b>4,562</b>
生活その他事業収益	2,425	2,516	2,441	2,389	<b>2,387</b>
営農指導事業収益	13	9	13	9	<b>9</b>
経常利益	486	303	458	538	<b>354</b>
当期剰余金	200	129	300	542	<b>212</b>
出資金 (出資口数)	2,055 (2,055,083)	2,041 (2,041,366)	2,042 (2,042,285)	2,052 (2,052,887)	<b>2,062 (2,062,987)</b>
純資産額	9,761	9,773	10,164	10,755	<b>10,460</b>
総資産額	197,560	196,450	200,319	199,609	<b>198,168</b>
貯金等残高	183,999	182,852	186,385	184,480	<b>183,585</b>
貸出金残高	29,766	28,606	28,951	26,884	<b>25,129</b>
有価証券残高	13,698	12,482	10,509	12,777	<b>13,157</b>
剰余金配当金額	20	20	40	30	<b>30</b>
出資配当額	20	20	40	30	<b>30</b>
職員数	457	450	443	452	<b>447</b>
自己資本比率	15.94	16.35	16.34	17.49	<b>17.23</b>

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。  
 4. 農業関連事業収益において、委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。  
 5. 職員数については臨時的又は季節的雇用者を除き、JAからの出向者（農業公社等への出向）、退職者（産休・育休）そして常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）で、雇用期間が概ね1年以上継続して雇用している者（1年契約の受入派遣職員を含む））を含めて記載しています。

## 利益総括表

(単位：百万円、%)

	24年度	25年度	増減
資金運用収支	1,599	1,577	△22
役務取引等収支	22	19	△3
その他信用事業収支	76	△22	△99
信用事業粗利益	1,698	1,574	△124
（信用事業粗利益率）	(0.95)	(0.88)	(△0.07)
事業粗利益	3,902	3,715	△186
（事業粗利益率）	(1.99)	(1.89)	(△0.09)

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	24年度			25年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	177,972	1,712	0.96	177,417	1,666	0.93
うち預金	139,659	972	0.69	140,075	977	0.69
うち有価証券	10,421	142	1.36	11,402	140	1.23
うち貸出金	27,890	597	2.14	25,939	548	2.11
資金調達勘定	183,408	122	0.06	182,399	98	0.05
うち貯金・定期積金	183,276	122	0.06	182,278	98	0.05
うち借入金	132	0	0.02	121	0	0.03
総資金利ざや			0.49			0.44

- (注) 1. 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金調達利回り（資金調達原価率）  
 2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。  
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	24年度増減	25年度増減
受取利息（A）	△122	△45
うち預金	△65	5
うち有価証券	△11	△1
うち貸出金	△45	△49
支払利息（B）	△56	△23
うち貯金・定期積金	△56	△23
うち借入金	0	0
差引(C)=(A)-(B)	△66	△22

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 預金の受取利息には、農林中央金庫からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。  
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

## Ⅲ. 事業の概況

### 1. 信用事業

#### 貯金に関する指標

##### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	24年度	25年度	増減
流動性貯金	59,585 (32.51)	<b>60,425 (33.15)</b>	839
定期性貯金	123,691 (67.48)	<b>121,853 (66.85)</b>	△1,838
小計	183,276 (100.00)	<b>182,278 (100.00)</b>	△998
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	183,276 (100.00)	<b>182,278 (100.00)</b>	△998

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( )内は構成比です。

##### 定期貯金貯金残高

(単位：百万円、%)

	24年度	25年度	増減
定期貯金	119,572 (100.00)	<b>119,074 (100.00)</b>	△497
うち固定自由金利定期	119,517 (99.95)	<b>119,028 (99.96)</b>	△489
うち変動自由金利定期	54 (0.04)	<b>45 (0.03)</b>	△8

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( )内は構成比です。

#### 貸出金に関する指標

##### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
手形貸付金	326	<b>261</b>	△64
証書貸付金	24,564	<b>22,712</b>	△1,851
当座貸越	439	<b>404</b>	△34
割引手形	—	—	—
金融機関貸付金	2,560	<b>2,559</b>	△0
合計	27,890	<b>25,939</b>	△1,951

##### 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	24年度	25年度	増減
固定金利貸出	20,031 (74.51)	<b>18,586 (73.96)</b>	△1,445
変動金利貸出	6,852 (25.48)	<b>6,543 (26.03)</b>	△309
合計	26,884 (100.00)	<b>25,129 (100.00)</b>	△1,755

- (注) ( )内は構成比です。

### 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
自店貯金担保	1,025	1,020	△4
有価証券担保	—	—	—
商業手形担保	—	—	—
不動産担保	15,815	15,329	△486
共済証書	817	576	△241
その他担保	89	163	74
担保合計	17,747	17,089	△658
農業信用基金協会保証	1,611	1,594	△16
個人保証	247	56	△190
その他保証	0	35	34
保証合計	1,859	1,687	△172
信用貸越	7,277	6,352	△924
合計	26,884	25,129	△1,755

### 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

### 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

	24年度		25年度		増減
設備資金	19,460	(72.38)	18,490	(73.58)	△969
運転資金	7,424	(27.61)	6,638	(26.41)	△785
合計	26,884	(100.00)	25,129	(100.00)	△1,755

(注) ( ) 内は構成比です。

### 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	24年度		25年度		増減
農業	3,125	(11.62)	2,942	(11.71)	△183
林業	19	(0.07)	19	(0.07)	△0
水産業	—	(—)	—	(—)	—
製造業	3,025	(11.25)	3,091	(12.30)	66
鉱業	41	(0.15)	38	(0.15)	△2
建設・不動産業	1,454	(5.40)	1,388	(5.52)	△65
電気・ガス・熱供給水道業	258	(0.96)	248	(0.98)	△10
運輸・通信業	1,044	(3.88)	1,065	(4.24)	21
金融・保険業	2,740	(10.19)	2,728	(10.85)	△11
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,546	(13.19)	3,676	(14.63)	130
地方公共団体	4,704	(17.50)	3,770	(15.00)	△933
非営利法人	199	(0.74)	26	(0.10)	△173
その他	6,724	(25.01)	6,131	(24.39)	△592
合計	26,884	(100.00)	25,129	(100.00)	△1,755

(注) ( ) 内は構成比です。



## 主要な営農関係貸出金残高

営農類型別

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
穀作	264	233	△31
野菜・園芸	411	409	△1
果樹・樹園農業	246	230	△16
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	51	44	△6
養鶏・鶏卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	544	534	△10
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,517	1,451	△66

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、「貸出金の業種別残高」は、債務者の業種で、「主要な農業関係の貸出金残高」は、資金用途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
プロパー資金	941	926	△15
農業制度資金	575	524	△51
うち農業近代化資金	350	337	△12
うちその他制度資金	225	186	△39
合 計	1,517	1,451	△66

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸出金]

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—

## リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	24年度	25年度	増減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	483	399	△84
3ヵ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	210	42	△168
リスク債権合計 (E = A + B + C + D)	694	441	△253
担保・保証付債権額 (F)	298	218	△80
貸倒引当金 (個別評価分) (G)	190	191	1
担保・保証等控除債権額 (H = E - F - G)	205	31	△174

(注) 1. 破綻先債権 (A)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という) のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権 (B)

未収利息不計上貸出金であって、(注) 1 に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権 (C)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金 ((注) 1、(注) 2 及び(注) 3 に掲げるものを除く) をいいます。

4. 貸出条件緩和債権 (D)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金 ((注) 1、(注) 2 及び(注) 3 に掲げるものを除く) をいいます。

5. 担保・保証付債権額 (F)

「破綻先債権 (A)」「延滞債権 (B)」「3ヵ月以上延滞債権 (C)」及び「貸出条件緩和債権 (D)」のうち貯金・定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保付の貸出金ならびに農業信用基金協会等、確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価または財産評価基本通達による時価をもとに、さらに処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。

6. 貸倒引当金 (個別評価分) (G)

「破綻先債権 (A)」「延滞債権 (B)」「3ヵ月以上延滞債権 (C)」及び「貸出条件緩和債権 (D)」のうち、すでに貸倒引当金 (個別評価分) に繰り入れた引当残高です。

7. 担保・保証等控除後債権額 (H)

「破綻先債権 (A)」「延滞債権 (B)」「3ヵ月以上延滞債権 (C)」及び「貸出条件緩和債権 (D)」の合計額から「担保・保証付債権額 (F)」及び「貸倒引当金 (個別評価分) (G)」を控除した貸出金残高です。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	354	159	8	185	354	0
危険債権 (B)	46	20	15	6	42	0
要管理債権 (C)	42	14	—	2	17	—
小計 (D=A+B+C)	442	194	24	194	413	1
正常債権 (E)	25,666					979
合計 (D+E)	26,109					981

(注) 1. 金融再生法債権額

資産査定に基づく債務者区分と整合を取った債権区分を行い、債権区分ごとの信用事業債権額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、信用未収利息、信用未収収益、信用仮払金）です。ただし、要管理債権は貸出金のみです。

(債権区分)

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

・法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する信用事業債権です。

〔資産査定における破綻先、実質破綻先〕

②危険債権

・経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い信用事業債権です。

〔資産査定における破綻懸念先〕

③要管理債権

・3か月以上延滞貸出債権（元金）及び条件緩和貸出債権（元金）です。

〔リスク管理債権として開示した、3か月以上延滞貸出金と貸出条件緩和債権を合算した貸出金〕

④正常債権

・債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び要管理債権以外のものに区分される信用事業債権です。地方公共団体等への債権も含まれています。

2. 担保

資産査定における優良担保・一般担保の処分可能見込額です。

3. 保証

資産査定における優良保証の額です。

4. 引当

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」については、資産査定における個別貸倒引当金額です。要管理債権については、要管理債権額に予想損失率等を乗じた金額です。

5. 購買未収金

購買未収金を参考として開示しております。なお、金融再生法債権区分に基づく購買未収金開示の債権区分と資産査定における債務者区分との関連は、次の通りです。

債権区分	資産査定債務者区分
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破綻先・実質破綻先
危険債権	破綻懸念先
要管理債権	要注意先のうち要管理先
正常債権	要注意先のうちその他要注意先及び正常先ならびに地方公共団体等

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理の状況

該当する取引はありません。

### 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
平成24年度					
貸倒引当金	556	288	17	538	288
(うち個別貸倒引当金勘定)	(451)	(191)	(17)	(433)	(191)
信用事業	536	282	16	520	282
	(436)	(190)	(16)	(420)	(190)
共済事業	0	0	—	0	0
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
購買事業	17	3	1	16	3
	(14)	(0)	(1)	(12)	(0)
販売事業	0	1	—	0	1
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他事業	0	0	—	0	0
	(0)	(0)	(—)	(0)	(0)
平成25年度					
貸倒引当金	288	281	—	288	281
(うち個別貸倒引当金勘定)	(191)	(193)	(—)	(191)	(193)
信用事業	282	275	—	282	275
	(190)	(192)	(—)	(190)	(192)
共済事業	0	0	—	0	0
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
購買事業	3	4	—	3	4
	(0)	(0)	(—)	(0)	(0)
販売事業	1	0	—	1	0
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他事業	0	0	—	0	0
	(0)	(0)	(—)	(0)	(0)

### 貸出金償却等の額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
貸出金償却額	—	—
購買貸倒損失額	—	—

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

	24年度		25年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	24	176	24	177
	金額	25,875	33,618	25,656	32,415
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	1	60	14	19
雑為替	件数	4	3	4	3
	金額	4,212	1,942	3,892	1,527
合 計	件数	29	179	29	181
	金額	30,090	35,621	29,563	33,962

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	24年度	25年度	増減
国債	9,921	11,201	1,279
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	499	201	△298
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	10,421	11,402	981

商品有価証券種類別平均残高

平成24年度・平成25年度において、該当する商品ははありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
24年度								
国債	—	—	5,248	2,160	2,977	1,890	—	12,277
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	499	—	—	—	—	—	—	499
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
25年度								
国債	—	2,019	3,712	1,068	5,673	683	—	13,157
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—



## 有価証券等の時価情報等

### 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	1,999	2,007	7	1,500	1,510	10
その他	10,154	10,777	623	11,098	11,657	558
合 計	12,153	12,784	630	12,598	13,168	569

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。  
2. 取得価額は償却原価によっております。  
3. 売買目的有価証券については、当JAでは投機的な運用を行わないため保有しておりません。  
4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。  
5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

### 金銭の信託の時価情報等

平成24年度・平成25年度において、該当する商品はありません。

### デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

平成24年度・平成25年度において、該当する商品はありません。

## 2. 共済事業取扱実績

### 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済				
終身共済	28,264	243,104	24,907	243,181
定期生命共済	15	392	7	343
養老生命共済	3,801	146,583	4,510	131,294
うちこども共済	484	20,298	485	20,247
医療共済	91	5,508	90	4,771
がん共済	7	1,019	—	931
定期医療共済	—	1,017	—	957
年金共済	—	761	—	650
建物更生共済	18,913	210,562	11,629	208,967
合 計	51,092	608,949	41,256	591,208

- (注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額。医療共済については死亡給付金額を含む）です。なお、合計額には介護共済を含みます。  
 2. 年金共済は年金共済に付加された定期特約金額です。  
 3. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始（平成5年度）以前に契約された養老生命、こども、長期定期生命、終身、年金の各共済契約についても合算して計上しています。

### 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	11,845	31,652	10,567	42,016
がん共済	998	11,155	1,132	11,480
定期医療共済	13	2,888	5	2,766
合 計	12,856	45,695	11,705	56,262

(注) 金額は入院共済金額です。

### 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	120	1,230	107	1,253
年金開始後		847		857
合 計	120	2,077	107	2,110

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保障年金額）です。

### 短期共済新契約高

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	32,464	39	34,525	50
自動車共済		678		712
傷害共済	78,187	6	76,767	6
定額定期生命共済	16	0	10	0
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		69		80
合 計		796		850

(注) 金額は保障金額を表示しています。

### 3. 主要事業取扱実績

#### 購買品取扱実績

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
生産資材				
肥料	612	91	708	105
農薬	522	88	600	103
飼料	490	15	493	15
包装資材	392	70	395	72
園芸資材	302	29	374	31
畜産資材	296	3	342	2
その他	279	36	293	37
小計	2,896	335	3,208	369
生活物資				
衣料品	8	1	11	1
耐久財	199	21	167	17
食品				
うち米	18	1	25	2
うち食材	278	16	259	15
うち一般食品	292	60	282	57
葬祭	1,107	144	1,193	156
自動車	18	0	16	0
その他	255	32	226	27
小計	2,180	279	2,183	279
合計	5,077	614	5,391	648

#### 販売品取扱実績

(単位：百万円)

	24年度		25年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	2,291	(78)	2,006	(66)
麦	864	(35)	1,089	(40)
豆・雑穀	18	(1)	38	(1)
野菜	5,711	176	5,736	177
果実	499	15	497	15
花き・花木	14	0	12	0
畜産物	919	6	839	5
林産物	6	0	4	0
その他	889	107	911	103
		(4)		(5)
合計	11,215	307	11,136	301
		(119)		(114)

(注) 1. 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。  
2. ( ) は手数料を外枠で経理しているものです。

## 農業倉庫事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
保管料	44	51
荷役料	1	2
その他の収益	2	2
収益計	47	56
倉庫材料費	—	1
その他の費用	14	17
費用計	14	19
事業総利益	33	36

## 指導事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
指導補助金	4	4
実費収入	5	5
収益計	9	10
営農改善費	23	18
生活文化費	3	3
農政情報費	3	2
組織活動費	14	14
費用計	44	39
指導事業収支差額	△35	△28

## 利用事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
共同乾燥施設収益	300	271
選果場収益	65	78
機械利用収益	4	4
育苗施設収益	49	55
その他の収益	138	112
収益計	558	523
共同乾燥施設費用	123	130
選果場費用	49	67
機械利用費用	0	0
育苗施設費用	31	34
その他の費用	28	28
費用計	232	261
事業総利益	325	261

## 加工事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
加工収益	7	7
加工費用	4	4
事業総利益	3	2

### 福祉事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
福祉収益	0	0
福祉雑収入	0	0
訪問介護収益	10	10
通所介護収益	45	49
居宅支援助益	10	11
収益計	68	72
福祉費用	0	0
福祉雑費	1	1
訪問介護労務費	5	5
訪問介護業務費	0	0
通所介護費用	0	0
通所介護労務費	3	2
通所介護業務費	2	3
通所介護材料費	1	1
居宅支援業務費	0	0
費用計	16	15
事業総利益	51	57

### 宅地等供給事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
宅地供給高	7	6
宅地等供給手数料	6	6
宅地等供給雑収入	7	9
収益計	21	22
宅地受入高	10	5
宅地等供給雑費	2	2
費用計	13	7
事業総利益	8	14

### 農用地利用事業実績

(単位：百万円)

	24年度	25年度
農用地利用収益	1	1
農用地利用費用	1	1
事業総利益	0	0

## IV. 経営諸指標

### 利益率

(単位：%)

	24年度	25年度	増減
総資産経常利益率	0.27	<b>0.18</b>	△0.09
純資産経常利益率	5.51	<b>3.41</b>	△2.09
総資産当期純利益率	0.27	<b>0.10</b>	△0.16
純資産当期純利益率	5.55	<b>2.04</b>	△3.51

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		24年度	25年度	増減
貯貸率	期末	14.57	<b>13.68</b>	△0.88
	期中平均	15.21	<b>14.23</b>	△0.98
貯証率	期末	6.92	<b>7.16</b>	0.24
	期中平均	5.68	<b>6.25</b>	0.57

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

### その他経営諸指標

(単位：百万円、人、店舗)

	24年度	25年度
<b>信用事業</b>		
一職員当たり貯金残高 (担当職員数)	1,772 (104.1)	<b>1,642 (111.8)</b>
一店舗当たり貯金残高 (店舗数)	26,354 (7)	<b>22,948 (8)</b>
一職員当たり貸出金残高 (担当職員数)	258 (104.1)	<b>224 (111.8)</b>
一店舗当たり貸出金残高 (店舗数)	3,840 (7)	<b>3,141 (8)</b>
<b>共済事業</b>		
一職員当たり長期共済保有高 (担当職員数)	7,929 (76.8)	<b>7,758 (76.2)</b>
一店舗当たり長期共済保有高 (店舗数)	86,992 (7)	<b>73,901 (8)</b>
<b>経済事業</b>		
一職員当たり購買品取扱高 (担当職員数)	50 (101.4)	<b>56 (96.2)</b>
一職員当たり販売品取扱高 (担当職員数)	247 (45.3)	<b>251 (44.3)</b>



## V. 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	24年度	25年度
基本的項目 (A)	10,273	10,025
出資金	2,052	2,062
(うち後配出資金)	(一)	(一)
回転出資金	—	—
再評価積立金	—	—
資本準備金	7	7
利益準備金	2,210	2,253
特別積立金	2,151	2,151
任意積立金	3,692	3,449
次期繰越剰余金	164	107
処分未済持分	△6	△7
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
補完的項目 (B)	97	87
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	97	87
負債性資本調達手段等	—	—
うち負債性資本調達手段	—	—
うち期限付劣後債務	—	—
補完的項目不算入額	—	—
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	10,371	10,113
控除項目 (D)	—	—
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
うち期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
控除項目不算入額	—	—
自己資本額 (E) = (C) - (D)	10,371	10,113
リスク・アセット等計 (F)	59,273	58,662
資産 (オン・バランス) 項目	51,694	51,122
オフ・バランス取引等項目	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	7,579	7,540
基本的項目比率 (Tier1比率) (A) / (F)	17.33%	17.09%
自己資本比率 (E) / (F)	17.49%	17.23%

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有する全ての自己資本とすべてのリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク アセット等 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク アセット等 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,707	—	—	12,645	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,732	—	—	3,793	—	—
地方公共団体金融機構向け 及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	144,778	31,050	1,242	144,300	30,953	1,238
法人等向け	258	210	8	57	32	1
中小企業等向け及び個人向け	1,295	421	16	1,323	367	14
抵当権付住宅ローン	668	174	6	474	161	6
不動産取得等事業向け	13	12	0	20	—	—
三月以上延滞等	363	186	7	335	156	6
信用保証協会等保証付	16,328	1,615	64	15,879	1,571	62
共済約款貸付	185	—	—	228	—	—
出資等	9,707	9,677	387	9,686	9,683	387
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	9,266	8,344	333	9,149	8,195	327
資産(オン・バランス) 項目合計	199,305	51,694	2,067	197,894	51,122	2,044
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<基礎的手法>		7,579	303	7,540	301	
所要自己資本額計		59,273	2,370	58,662	2,346	

- (注) 1. 「リスク・アセット等額」の欄には、原エクスポージャーの種類ごとの信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額（基礎的手法）記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。  
 6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）  
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	24年度				25年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクスポー ジャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			三月以上延滞 エクスポー ジャー
	計	うち 貸出金等	うち 債券		計	うち 貸出金等	うち 債券	
農業	47	47	—	—	32	32	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	110	110	—	27	38	38	—	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	144,778	2,617	500	—	144,300	2,616	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	68	68	—	—	51	51	—	—
日本国政府・地方公共団体	16,548	4,838	11,707	—	16,391	3,743	12,645	—
上記以外	9,820	112	—	—	9,782	95	—	—
個人	19,208	19,207	—	336	18,668	18,666	—	310
その他	8,724	—	—	—	8,629	—	—	—
業種別残高計	199,305	27,002	12,207	363	197,894	25,244	12,645	335
1年以下	142,242	579	500		142,321	634	—	
1年超3年以下	1,485	1,485	—		2,970	966	2,004	
3年超5年以下	6,418	1,400	5,017		7,468	3,953	3,514	
5年超7年以下	6,181	4,169	2,011		2,571	1,565	1,006	
7年超10年以下	6,518	3,710	2,808		8,479	3,016	5,463	
10年超	16,527	14,657	1,869		14,640	13,983	656	
期限の定めのないもの	19,931	998	—		19,441	1,124	—	
残存期間別残高計	199,305	27,002	12,207		197,894	25,244	12,645	

- （注） 1. 当J Aは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の地区別期末残高及び期中の増減額の内訳

貸倒引当金にかかる延滞エクスポージャーは国内のみとなります。

## ④貸倒引当金の業種別期末残高及び期中の増減額の内訳

(単位：百万円)

	24年度					25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	104	97	—	104	97	97	87	—	97	87
個別貸倒引当金	482	191	17	433	222	222	193	27	191	196
個別貸倒引当金の業種別内訳										
農業	2	0	—	1	1	1	0	—	0	0
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	16	15	—	16	15	15	14	—	15	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	2	—	—	—	2	2	—	—	—	2
その他	27	—	—	—	27	27	—	27	—	—
個人	433	176	17	415	176	176	178	—	176	178

(注) 個別貸倒引当金には外部出資等損失引当金を含めています。

## ⑤業種別の個別貸倒引当金の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
その他	—	—
個人	—	—
合計	—	—

## ⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	24年度			25年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウエイト 0%	—	18,653	18,653	—	18,635	18,635
リスク・ウエイト 10%	—	16,158	16,158	—	15,711	15,711
リスク・ウエイト 20%	—	142,178	142,178	—	141,734	141,734
リスク・ウエイト 35%	—	498	498	—	462	462
リスク・ウエイト 50%	—	185	185	—	176	176
リスク・ウエイト 75%	—	562	562	—	487	487
リスク・ウエイト 100%	—	20,997	20,997	—	20,632	20,632
リスク・ウエイト 150%	—	71	71	—	53	53
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
合計	—	199,305	199,305	—	197,894	197,894

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

##### ②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	24年度		25年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公営企業等金融機構向け及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	20	16	15	—
中小企業等向け及び個人向け	122	0	95	46
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
上記以外	26	—	21	1
合計	169	16	132	48

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。



## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

### ①出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを(1)子会社等出資、(2)その他有価証券、(3)系統出資および系統外出資に区分して管理しています。

(1)子会社等出資については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

(2)その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社等出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統出資および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	24年度		25年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	9,707	9,707	9,686	9,686
合計	9,707	9,707	9,686	9,686

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	24年度			25年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

24年度		25年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。当JAでは、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出しています。また、当JAは「明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金」をコア貯金と定義し、具体的には、当座貯金・普通貯金の50%相当額を0年から5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年で）リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

②金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	△1,714	△1,399

(注) 「△」表示は金利ショックによる損益・経済的価値の減少を意味します。

## VI. 役職員の報酬等

### 役員

#### 1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### 役員報酬等の支払総額及び支払い方法について

平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区分	人数	当期中の報酬等 支払額	総代会で定められた 報酬等限度
理事	40人	66,412	66,412
監事	8人	14,720	14,720
合計	48人	81,133	81,133

#### 2. 対象役員の報酬等の決定について

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬については監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については役員報酬審議会（組合員等から選出された委員8人で構成）に諮問し、その答申を踏まえて決定しています。

#### 3. 役員退職慰労金の支払いについて

当組合では役員退任給与金積立・支給規程に基づき、役員退職慰労金を支払うこととしています。役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総代会において理事及び監事の別に各役員に支払う退職慰労金の総額の承認を受けたあと、理事については理事会、監事については監事会において各人別の支払額と支払時期・方法を決定し、指定口座への振り込みにより支払っています。平成25年度における支給額は0円、支払に備えた引当金繰入額は13,383,900円です。

### 職員等

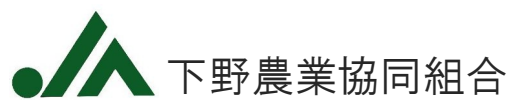
当J Aの職員のうち、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者はありません。

注1. 職員等には期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は平成25年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

### その他

当J Aの対象役員及び職員の報酬等については、上記の開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。



下野農業協同組合

栃木県栃木市片柳町2丁目1番44号

TEL : 0282-24-1180

<http://www.ja-shimotsuke.or.jp/>